

令和7年 第5回 安芸太田町議会定例会会議録

令和7年9月8日

招集年月日	令和7年9月5日							
招集の場所	安芸太田町議会議事堂							
開閉会日 及び宣告	開 会	令和7年9月5日 午前10時30分				議 長	中本 正廣	
	閉 会					議 長		
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名		出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名		出席等 の 別
	1	笠 井 清 孝		○	7	影 井 伊久美		○
	2	田 島 清		○	8	大 江 昭 典		○
	3	宮 本 千 春		○	9	小 島 俊 二		○
	4	大 江 厚 子		○	10	津 田 宏		○
	5	末 田 健 治		○	11	中 本 正 廣		○
	6	佐々木 道 則		○				
会議録署名議員	7番		影 井 伊久美		4番		大 江 昭 典	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長		河 野 茂		書 記		佐々木 裕子	
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長		橋 本 博 明		教 育 長		大 野 正 人	
	副 町 長		木 村 富 美		病院事業管理者		平 林 直 樹	
	参 事		宇 田 康 弘		道の駅推進チーム 担当課長		瀬 川 善 博	
	参 事		下 村 佳 世		教 育 次 長		長 尾 航 治	
	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長		二 見 重 幸		教 育 課 長		清 水 裕 之	
	総 務 課 主 幹		郷 田 亮		安芸太田病院 事務長		正 岡 剛	
	加 計 支 所 長		児 玉 裕 子		—		—	
	筒 賀 支 所 長		山 本 博 子		—		—	
	企画 DX 課長		能 宗 良 明		—		—	
	税務住民課長		沖 野 貴 宣		—		—	
	地域協働課長		上 手 佳 也		—		—	
	産業観光課長		菅 田 裕 二		—		—	
	建 設 課 長		武 田 雄 二		—		—	
	健康福祉課長		伊 賀 真 一		—		—	
	衛生対策室長		森 脇 泰		—		—	
会議に付した事件	別紙のとおり							
会議の経過	別紙のとおり							

会議に付した事件

令和7年9月8日

	一般質問
--	------

令和7年第5回定例会
(令和7年9月5日)
(開会 午前10時00分)

○中本正廣議長

おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○中本正廣議長

日程第1、一般質問を行います。今期定例会において配布した一般質問通告表のとおり、7名の議員から質問の通告がありますので、順次発言を許します。3番宮本千春議員。

○宮本千春議員

議席番号3番、宮本千春でございます。安芸太田町議会議員になりまして、はや5か月がたちました。振り返ってみますと、4月8日発生した松原地区山林火災の現場に駆けつけ、5月は神楽よさこい、6月は我が母校である加計高校文化祭、7月は納涼加計まつり、8月はふれあい戸河内まつりに参加し、皆様が一体となって、安芸太田を守る姿勢に感銘を受けました。さらに、修道保育所、加計中学校の運動会では、幼児が少なくても皆様の活躍と笑顔で心が癒されました。さらに、町内を駆けめぐり、住民の方々と触れ合うことができました。これから10年、20年、安芸太田の将来を見据え、いつまでも、住み続けられ、選ばれるまちづくりを目指し、皆様から頂いた、大切なお声を代表して、質問してまいります。では、早速質問に移ります。まず、町の将来像を見据えた公共投資についてでございます。現在県において次期道路整備計画の期間整理が進められております。町として、現時点で県に対して要望している道路箇所はどこなのか。またそれらに優先順位をつけているとすれば、その判断基準はどのようなものか、お聞かせください。

○中本正廣議長

はい、武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。県の次期道路整備計画の要望箇所、その整理基準ということで質問頂きました。現行の広島県道路整備計画の計画期間は令和7年度、本年度で終了することから、現在、次期整備計画の内容につきまして広島県と協議調整を行っているところです。町としての要望箇所につきましては、町内を通過する主要な国道及び県道の道路改良に加えまして、新規の要望といたしまして、6月臨時定例会の全員協議会でもご報告させていただきましたが、加計スマートICへのアクセス道路としての国道191号の道路改良、及び国道433号安水橋を含む道路改良を提案しているところです。優先度の判断基準といたしましては、災害に強い道路ネットワークの構築や、日常生活を支える交通基盤の整備といった視点に加えまして、交通量や費用対効果などを総合的に判断することとしております。以上です。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

6月の定例会において、末田議員が、安水橋について質問されました。広島市が進めてこられた事業と連携し、国道191号への接続整備が進めるもので、重要な箇所であると認識しています。今回私からは、安水橋から加計までの間、特に坪野から津浪の部分、それに加えて、鶴渡瀬か

ら殿賀間の2か所について、道路整備の重要性を町としてどのように認識しているか確認したいと思います。まず、坪野から津浪間は、危険度の高い道路区間で度々法面崩壊があり、特に坪野地区では、過去に被災箇所など集中し、落石や崖崩れが最も高い、走行注意レベル4に指定されており、最近の大規模な崩壊は、平成28年、令和元年と同じ箇所で2回発生しています。津浪地区においても平成30年6月に発生し、1名の方は亡くなられるという悲しい事故が発生しており、現在も法面が崩壊、片側通行となるなど、いつ崩壊しても崩落してもおかしくない危険と隣り合わせの区間を通行している状況です。また附地地区の急カーブについても、過去にバイクの転倒による死亡事故が発生しており、坪野地区では、昨年度のはしもトークにおいて道路の改善を取上げました。今後、廿日市五日市エリアの通勤ルートとしての活用が見込まれる中、当該箇所の安全対策が必須と考えています。2か所目ですが、鵜渡瀬から殿賀間については、児童生徒の減少が進行する中で、町としても、今後、こども園、小学校、中学校の統廃合は避けられないものと考えます。安芸高田市では既に中学校の統合が進められておりますが、本町においても、統合先の場所にかかわらず、加計～上殿間の行き来に関して、鵜渡瀬～殿賀の道路整備が必要になるのではないのでしょうか。この2か所について、町としての認識をお聞かせください。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、国道191号津浪～坪野間及び国道186号殿賀～鵜渡瀬間の2路線の重要性について質問を頂きました。国道191号、津浪～坪野間におきましては、雨量超過に伴います事前通行規制の区間に設定されていることや、法面崩壊の危惧もあり、また、国道186号、殿賀～鵜渡瀬間においても、法面崩壊や冬季積雪に伴う倒木が発生するなど、通行される皆様には大変御迷惑、御心配をおかけしているところです。通行の安全性の確保につきましては、道路管理者である広島県において道路防災工事の対応を順次進めていただいているところですが、この2路線につきましては、特に有事の際の迅速な避難や、救護活動、物資輸送を行う上極めて重要な路線であります。また、通勤通学や物流観光のルートといたしましても、重要な路線といたして認識しているところでございます。今回の次期道路整備計画におきましても、道路改良の優先箇所といたしまして、要望をしているところです。以上です。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

これから道路整備計画の取りまとめ作業の佳境となるのでしょうから、重要箇所が計画に選定されるよう、最後の1押しを期待しております。さて町では公共施設等総合管理計画において、施設管理の基本方針を示し、施設の総量目標も定められておられます。今年度は昨年度に整理された施設カルテに基づき、個別施設計画の策定が進められています。まず確認したいのは、目標値の妥当性です。現在の目標は、令和17年度までに人口が30%減少するから、床面積も30%削減ということになっており、人口1人当たりの施設面積の改善は進みません。当初計画では人口が20%減の見込みで30%減少させることで、少しずつ過剰状態を改善していくとしていました。令和5年の計画改定時にある意味では目標が後退してしまったと言えるわけですが、目標値の妥当性について、町の見解を求めます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続きまして、公共施設等総合管理計画の総延床面積30%削減が妥当な目標かどうかと

ということで御質問頂きました。御紹介頂いたとおり、現行の計画においては、今後の人口減少を踏まえて、平成27年度末現在の公共施設の延べ床面積を、20年かけて30%以上削減することを目標として定めております。これは平成28年度の計画策定時から変更は加えておりません。実は平成28年度の計画策定時には、確かにこれも御紹介頂きました。それ以降の20年間の人口推移を2割削減に、これ目標として抑えるということを設定をされまして、その上で、延べ床面積の目標は、その人口減少率を上回る高い目標として、30%以上というのを定められたというふうに伺っているところでございます。実は令和5年5月にこの計画の見直しを行いました、その際には、人口減少率は、より現実的な目標として3割減というのを、そこは見直しをさせていただいたわけですが、延床面積の削減目標については、30%以上削減を据え置いたという経緯がございます。これはもちろん、本町として将来負担を減らすということは大変重要な課題であるということは、間違いないわけですが、一方であるべき行政サービスの水準の維持、公共施設等で提供しているサービスの必要性等を考慮した場合にはですね、人口削減の有無にかかわらず、維持する必要がある公共施設のやはり一定の規模は存在するのではないかと考えておりまして、その点を考慮した結果、この30%以上の削減というのは、ある意味最低限達成すべき目標として目指すことを明記させていただいたところでございます。実は計画策定以降、建物資産の削減には鋭意努めているところでございまして、令和7年4月1日現在で延べ床面積は約1万7,400平方メートルの削減を達成しております。一方で、この間、新設した施設が約2,700平米あることから、差引きでは10年間で1万4,700平米の削減となっておりまして、削減率に換算すると約12.5%の達成状況になっているところでございます。ということで目標といたしましては残り10年間で、残りの17.5%延べ床面積約2万500平米の削減が必要となっているところでございます。ただ今後ですね、道の駅の整備計画含めて、延べ床面積が増えることが想定される計画もあるものでございますので、30%以上とは言いながらも、相当高いハードルだというふうに認識をしているところでございます。改めて、今年は20年間の計画のうちの半分がたったというところで折り返しでもございますので、改めて30%以上削減ということをしかりと達成するために、ある意味、個別の施設計画についても、策定をさせていただいているところでございまして、この達成に向けて頑張っていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

目標については、30%であっても高いハードルであり、行政サービスを維持する上で必要な公共施設の規模が存在するとの答弁でした。しかしながら1人当たりの公共施設面積の他市町の状況見ますと、令和2年度時点の数字だと、県内の町の平均8.9平方メートルに対して、安芸太田町は17.8平方メートルとなっています。また少し古いデータですけども、平成22年時点ですが、人口6,000人以下の自治体の公共施設の総面積は、おおむね5万平方メートルとなっていました。この水準が本来目指すべき数字だと思いますが、現在の数字とはかなり乖離があります。仮に公共施設を5万平方メートルまで、削減すればどうなるか。私なりにざっくり試算したところ、このようになります。まず、集会所は全て自治会に譲渡、元小学校のプールは全廃止、観光レクリエーション産業施設は全て民営化、こども園、小学校、中学校は町内に一つ、庁舎は1か所に集約、公営住宅は3分の2を廃止し、5万平方メートルはこれぐらいのことをやって、ようやく届く数値です。こういったことは、町の将来的な姿を描かずして進めていくことは困難です。公共投資の優先順位や内容を精査するためには、どんな将来像とするか、住民と共有することが必要ではないかと思います。本来総合計画等で提示されるべき内容かと考えますが、既に簡易な形で作成となっていますが、改めて町として、将来像を住民と共有しながら、投資の

優先順位を整理していく考えがあるか、お聞かせください。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて将来像を共有せよという御質問といたしますか御指摘を頂きました。その前に、まさに今核心とも言えます公共施設の削減についてですね、試算といたしますか、御提示を頂きました。5万平米というのが適切なのかどうかということはあるかもしれませんが5万平米を仮に達成しようと思うと、今議員御指摘頂いたような、かなり公共施設については、統廃合することになるわけでございます。改めて大変、それこそ大変厳しいハードルであり、町民の皆さんに果たしてそれを御理解頂けるかどうかということが大きな問題だと思っております。現時点において私自身、そこまでの公共施設の削減をあらかじめ目標を立ててですね、頑張っていくというよりはまずは、目の前の要不要というのは判断させていただきながらどこまで、皆さんにそこまでの負担を強いることなく削減ができるかということを経済達成すべきではないかという思いで取りまとめさせていただいているところであります。ただそうはいながらも、先ほどから繰り返しお話をしているように、30%削減というのはそれでも、今議員御指摘頂いたような集会施設については全て地域のほうで受け取っていただくですとか、その段階でもかなり町民の皆さんからすると、難しいハードルもあるのかなという感じはしております。ぜひそこはですねこの公共施設の整理計画についても取りまとめた段階で町民の皆様にお示しをしていきたいと思っておりますし、またその取りまとめの段階では、地域の代表である議員各位のですね御協力もぜひ頂きたいと思っておりますのでございます。改めて、施設の統廃合というのはですね、住民の皆様には我慢を強いる選択でございますので、御理解を頂きながら、また繰り返しになりますが、議員各位の御協力を頂きながら、前へ進めていきたいというふうに思っております。その上で、大まかなといいますか、町として目指すべき方向性というのは、先ほどの総合ビジョンという形でも取りまとめさせていただいております。これは引き続き、周知に向けて取り組んでいかなければならないと思っておりますし、個別の計画については、それぞれまた取りまとめをした段階で、あるいは取りまとめの最中にも御意見を伺いながらまた取りまとめた後においては、町の広報などを通じながらですね、積極的に情報発信に努めているつもりでございます。先ほどの道路整備計画についてもですね、ある程度見通しが立った段階で、議員各位にも御説明をし、また町民の理解を得るべく、引き続き周知を図っていききたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

これからは、取捨選択を厳しくしていかなければならない状況が続きます。1議員として町政の推進に協力したいと考えております。今後、様々な取組を取りまとめられる際には、町長が目指している具体的な案を提示していただければいいかと考えております。次の質問に移ります。町民の安心安全の確保についてでございます。最近、地域の安心安全を支える中核的な役割を果たしている民生委員児童委員の成り手不足が深刻化していると伺っています。本年12月1日付けで一斉改選が行われる予定であり、前回の一斉改選では12名の方が退任されております。今回も体調不良や高齢により退任される方も聞いており、心配しているところでございます。これまでに任期満了時に後任が見つからず欠員となった事例は、町内でどの程度発生しているのか、現状をお聞かせください。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい、民生委員児童委員の任期満了時の欠員の状況について御質問を頂きました。まず本町の民生委員児童委員の定数でございますが、45名、内訳が民生委員児童委員42名、主任児童委員3名となっております。民生委員児童委員の任期は3年で3年ごとに一斉改選が行われます。一斉改選の欠員の状況でございますが、これまで一斉改選のタイミングで欠員が生じたのは、直近の令和4年の一斉改選が初めてで、2名の欠員が生じております。この2名につきましては令和5年2月と9月に後任が見つかりまして現在欠員は生じておりません。なお本年12月1日一斉改選のため現在準備を進めておりますが、現時点で、後任候補が見つかっていない地域がございます。現職の民生委員児童委員や、自治振興会長を中心に、協力をお願いをしているという状況でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

こうした欠員が生じる背景として、町はどのような要因を分析しているのでしょうか。役割の過重さや制度の理解不足など要因をどのように整理されているかをお聞かせください。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい欠員とかそういったところのですね要因と対応というところでございます。まず民生委員児童委員の担い手確保は全国的にも厳しい状況となっておりますが、その理由の主なものとして挙げられておりますのが、まず業務が負担であること、住民の理解が得られないこと、それと高齢化に伴う人材不足、また高齢者の就労率上昇などで、本町も同じような状況だというふうに思っております。こうした状況を踏まえ、活動しやすい環境の整備や、できるだけ負担を軽減していくということが重要だと思いますので、仕事などで会議や研修に参加することが難しい場合でも、情報や内容を共有できる仕組みを考えたり、また民生委員児童委員の本来の業務の内容や範囲を住民や関係者に正しく伝えて、過剰な業務依頼にならないような環境を整えていくことが必要だというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

以前私が民生委員児童委員としての活躍をしていた際に、非常に重宝したツールがあります。それは町が実施しているあんしん電話です。このサービスは緊急時の対応など、利用者本人の安心につながるサービスはもちろんのこと、旅行等の外出の情報が収集共有されるなど、民生委員の活動を支えてもらいました。しかし近年、あんしん電話が有料化されたことにより、利用者が減少していると伺っています。民生委員児童委員の負担軽減にもつながるこの制度に対して、利用者の負担額の見直しなど、利用者を増やしていく考えがあるかどうか、お聞かせください。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。あんしん電話の負担軽減、利用者増の取組について御質問頂きました。あんしん電話の設置当時を振り返りますと、あんしん電話は、当時は100名を超える方々に御利用を頂いておりました。当時は自己負担なしで利用ができるように、利用者にとっては使いやすい状況にあった反面、転居であったり、また死亡、施設入所等で実際には利用されていないにもかかわらず

ず、未申告の状態が後を絶たず、事務処理に苦勞する状況もございました。特に不在になった家にあるあんしん電話の機器を回収するのが難しく、当時の民生委員さんにも、利用者の家に入る際の同行をお願いする等、回収のために協力をお願いしなければならない状況でありました。町では、県内他市町の動向を参考にするために、令和元年11月に、県内の全市町に調査を実施したところ、回答を得られました19市町のうち14市町が、利用者へ一部または全額の負担を請求していることが分かりました。こうしたことを踏まえまして、町としては二つの目的を持って、利用者へ月500円の負担を求めることといたしました。まずは、町内他市町の、すいません、県内他市町の動向を参考にしつつ、機器の設置、撤去及び保守点検料等の一部を負担してもらうことで、長期にわたる制度運用を目指したい。そして、利用者も支払いを伴うことで、機器を設置しているという意識づけになり、利用頻度の向上や、不要になった際の早期回収につなげたいという二つの目的です。なお、500円という金額の設定はあんしん電話の設置委託料の約3割弱であり、医療保険等の他制度から見ても、利用者負担が大きくなり過ぎないように考慮した金額でございます。また、過日実施をした調査におきましては、本町のサービス内容及び委託金額は、他市町に比べて劣ることが判明をしたことから、合併後初めて委託会社の見直しを実施をいたしました。これによって、1台あたりの委託料が下がっただけではなくて、見守り機能の無償設置、また半年に1回だったお伺い電話が毎月実施される、入退院や外泊の連絡や民生委員さんへの密な連携及び定例会での定期説明会の実施など、サービスの内容は格段に充実させることができたことと課内では評価をしているところでございます。一方、利用者人数につきましては、現在、65名というふうになっております。年々と減少してきている状況にあります。利用者の利用料の有無というよりも、利用者の状況の変化、例えば施設の利用でありますとか、死亡等による減少のほうが多いと考えております。引き続きあんしん電話につきましては、サービスがしっかり利用していただけるように、申請時にお力添えを頂かなければならない民生委員児童委員の皆さんに、定期的な制度説明をさせていただくとともに、町民広報等を利用した制度の周知に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

あんしん電話の負担額の考え方についてはよく理解できました。今後ともあんしん電話の有用性についてしっかり周知していただき、サービスが必要な方に、しっかり利用していただけるよう取組をお願いします。さて、民生委員児童委員の業務は多岐にわたりますが、その役割の明確化が必要ではないかと思えます。ここでは防災に関する部分を例に挙げて質問させていただきます。本年1月26日、坪野地区で行われた防災アプリ、防災もりみんの実証実験が行われ、登録内容があんしん電話事業と行われている内容と近い部分もあり、民生委員児童委員の業務との連携の可能性を感じました。あんしん電話事業と防災アプリの連携や消防、警察、社協との情報共有により、民生委員児童委員でなければできない業務を明確にし、それぞれの主体性が役割を果たす業務効率化や災害時の対策強化につながるのではないかと考えます。本町の見解を求めます。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。あんしん電話と、防災アプリ、各種機関などとの連携強化について御質問頂きました。防災アプリの防災もりみんは、平時から個別避難計画をデジタル情報として管理し、どの要支援者を誰が支援するのかを明確にする役割を担います。災害発生時には、この計画に基づき登録された支援者へ避難支援の依頼を直接通知し、迅速な、共助活動へとつなげることが可能と

なります。一方、あんしん電話は、申請者本人が危険を感じた際の確実な緊急連絡手段です。ボタン一つでコールセンターにつながり、オペレーターによる状況確認や助言、必要に応じた救急要請といった、命を守るための重要な初動を担っております。このように、平時にはあんしん電話による日々の見守りを、また災害時には防災もりみんなが示す計画に基づき、あんしん電話の緊急連絡の手段としても活用することで、両事業が有機的に連携をいたします。手法は異なりますけれども、支援を必要とする住民を見守り支えるという共通の目的のもと、より切れ目のない支援体制が構築できるものと考えているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

防災もりみんなとあんしん電話が有機的に連携して運用されることですので、消防、警察、社協を含めて、行動計画のようなものをしっかり整理しておいていただきたいと思います。町民の安心安全の確保のために、民生委員児童委員の方をはじめ、様々な方があらゆる分野で連携しておられます。その連携の中で、負担が一部に偏ったり、重複して発生したりすることがないよう、役割分担を明確にしておくことが、持続可能な体制につながっていくと考えております。では次の質問に移ります。次は、体も脳もわくわく講座についてでございます。昨年度まで開催されていた体も脳もわくわく講座が本年度より新たな枠組みに変更となり、その講座の対象者が大きく絞り込まれました。対象変更に至った経緯について説明を求めます。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。体も脳もわくわく講座の内容変更について御質問頂きました。脳も体もわくわく講座というのは、平成30年から令和6年度まで、本町の保険者が、市町の保険者が実施いたします介護予防・日常生活支援総合事業として、介護保険事業の特別会計の予算を使って行われておりました事業です。この事業は、要介護認定を受けるまでではないけれども、その状態に近い方、また、要支援の認定を受けていらっしゃる方の中で、通所サービスを利用しておられない方を事業の対象とし、介護が必要な状態にならないよう、また、自立した生活が続けられることを目的として、町内4か所で事業を展開をいたしました。ちなみに令和6年度は95名の方が登録され、延べ1,829名の方に参加をしていただきました。事業は基本的に1年で終了し、事業に参加された方々には、事業が終了後、地域で実施されます100歳体操やサロン活動への参加を誘導することとされておりましたけれども、地域によっては、サロン活動がなかったり、また参加が難しいところもあり、やむなく、脳も体もわくわく講座を継続実施をしていたところでございます。この点につきましましては、令和6年度に県から御指導頂き、本町の実情も理解をいただいた上で、事業の対象者の選定方法を、より目的に応じた事業になるように改めた上で、介護予防教室のびやかとして、本年度、令和7年度から実施をしているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

新たな仕組み、介護予防教室のびやか自体は制度に沿ったものであり、今後の取組に期待するものです。しかしながらこれまでわくわく講座に参加していた高齢者が対象外となり、情報交換、交流、憩いの場を失っているのが現状です。また、当講座のスタッフの一員として、この活動を通じて健康を保ち、介護予防につながり、人生を楽しんでもらっていた面もあったと考えます。従来の介護保険の予算の活用が難しいとしても、別の予算枠を活用して、従来のわくわく講座を復活させるような、柔軟な運用を検討できないか、町の見解を求めます。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。元気な高齢者が集うことのできる場を確保するという点について御質問頂きました。現在、元気な高齢者の方が集う場としては、介護保険の中の一般介護予防事業として、誰もが参加できるいきいき100歳体操を行う通いの場や、また社会福祉協議会や地域で実施されておりますサロンさらには、シニアクラブ連合会が主催をいたしますシニア健康大学などの事業がございます。特に高齢者が集うサロンや、通いの場というものは、高齢者が生き生きと暮らすための地域の活動の場であり、地域住民が主体となって運営参加を行い、誰でも参加できる地域交流の場でございます。高齢者の出番を確保し、そして居場所をつくることは、生活満足度の向上にもつながっていくものと考えており、関係団体等とも協議をいたしながら、新たなサロン活動が展開できるよう、努力をしたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

従来のわくわく講座と通いの場やサロンの違いは大きく2点、違いが大きく2点あると考えております。1点は送迎の有無、もう1点は内容の充実と、それに伴う運営者の負担です。これらの違いはなかなか地域が主体で行う取組の中では難しい面があるかと思っておりますので、ぜひとも、新たなサロンが検討される際には、この2点についてしっかり考慮していただきたいと思っております。それでは最後の質問に移ります。地域保全に伴う剪定木、刈草処分についてでございます。本年4月8日に発生した松原地区の山林火災は野焼きが原因とされています。まず、火災当日の状況について簡潔に説明を求めます。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。松原地区の山林火災の状況でございます。本年4月8日の松原地区における林野火災の概要としましては、午前10時58分に火災が発生、消防団員延べ190名、常備消防延べ152名が出勤し、火災発生から約7時間で鎮圧、おおむね24時間で鎮火に至り、焼失面積は3.6ヘクタールとされております。なお、出火の原因については、いまだ特定をされておられません。今年は全国でも林野火災が多発していますが、その原因の多くは、刈草の焼却やごみの野焼きと言われております。なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において野焼きは一部の例外を除いて禁止されています。近隣住民の方にも煙やにおい、場合によっては健康被害といった影響も生じることから、家庭ごみや事業所ごみの焼却は行わないよう、町広報での周知を行っているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

野焼きによる火災のリスクや環境負荷への懸念は理解しており、法的な禁止規定があることも承知しています。ただし、農業や河川維持管理等、地域保全活動の現場では、剪定木、刈草の処分が深刻な負担となっており、法律においても一定の例外規定が認められています。しかしながら本町は防災無線で、一律に野焼き禁止を呼びかけられており、地域保全活動に携わる立場からは、そういった負担への配慮が見えにくいのは現状です。町はこの課題をどうとらえているか、見解を求めます。

○中本正廣議長

森脇衛生対策室長。

○森脇泰衛生対策室長

はい。地域保全活動によって発生する、剪定木及び刈草の処分の問題の町のとらえ方について御質問頂きました。御指摘のとおり、廃掃法におきましては、野焼きは原則禁止とされている一方で、その原則禁止の例外としまして政令で次の5項目が挙げられております。まず一つ目が国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却、2番目としまして、震災、風水害、火災、凍霜害、その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却、三つ目としまして、風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却、四つ目としまして農業林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却、5番目としまして、たき火その他日常生活を営む上で、通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの、以上五つのものが定められております。このうち、やむを得ないものや軽微なものというものの判断につきましては、周辺環境などによって異なるところですが、一つの目安としましては、焼却を行った場合に、近所から苦情が出ない程度にとどめることが重要ではないかと考えております。ただし、この判断基準につきましては、繰り返しになりますが、地域や環境によっても変わるところでございまして、地域において関係者がよく話し合っていることが肝要ではないかと考えております。なお庭木の剪定木や刈草等の処分について、少量であれば、通常の収集事業の中で、燃えるごみとして出していただくことが可能でありますし、量が多い場合には、ボックスクロダにお持ち込んで頂く、あるいは民間の許可業者2社でございますので、そちらのほうに引き取っていただく方法がございます。以上でございます。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

今年の2月に発生し、10日以上延焼が続いた大船渡市の林野火災を受けた消防防災対策に関する検討会の報告書が、8月26日に公表されました。この報告書では今後、たき火を実施する際には届出をすることを義務化する方針が示され、自治体においても条例化が求められることになります。先進的な自治体においては、既に義務化を条例化し、届出の際に実施する上での注意事項を伝達するなどしており、届出のあったたき火についてはほとんど火災が発生していないことでした。今後はやってはいけないだけでなく、どうすれば安全にできるかの視点で啓発も必要と考えます。地域によっては許容度が異なる現実を踏まえ、ごみの分別講習のような講習を実施し、安全な方法の共有や地域ごとのルールづくりを後押しすることができないか。町のお考えをお聞かせください。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて剪定木、刈草の焼却処分について、行政のほうでですねルール作りや実地指導を行う考えはないかという御質問だったと受け止めております。大変難しい御質問でございます。議員御指摘の野焼きの問題、これどちらかというとそうは言いながらもですね、町に対してはですね、ほぼ煙やすすが屋内に入ってくる、洗濯物が汚れるというような苦情案件として連絡を頂くことが多いということがまずは町として、何とか求められているという町としてはそういう状況が多いということをまず御理解を頂ければと思っております。その上で、野焼きの危険性は今も縷々お話があったとおりでございます。そういう中で、むしろどちらかというと野焼きを許容せよというよりは先ほどお話があったように、届出制を義務化するかとか、あるいは林野火災注意報を新たにつくるべきだといったような御指摘、これ先ほど御紹介頂いた報告書の中にもあったとおりでございまして、なかなか野焼きをそうはいっても、すす

めるかどうかというような状況ではなかなかないのかなというのが一般的な状況でございまして、改めて私が言いたいのは、今野焼きの届出制のお話もございましたが、この届出制も、決して届出をしたからどんどんやっという形ではなくて、あくまでも、やむを得ずする場合には届出をするべきではないかというそういう御趣旨だったように受け止めております。その上で、そういう状況でございますので、衛生対策室長が申し上げましたとおり、例外規定として、農業や日常生活を営む上で必要な野焼きは認められているわけでございますが、その程度についてはやはり各地域地域で御議論頂くというのが今の現状ではないかと思っております。ましてや統一ルールを町全体でつくるというのはなかなか本当に難しい課題だと我々としても受け止めているところでございます。なお本町は消防事業を広島市に委託をしているところでございまして、野焼きの届出については今広島市で現在、広島市火災予防条例第57条においてですね、火災と紛らわしい煙や火災を発する恐れのある行為をしようとする者は、あらかじめその旨を所管消防署長に届けなければならないともう既に規定をされているところでございます。それが当然この本町においても適用されるということでございまして、そういった意味でこの届出制がまだまだ本町内では十分周知されていないというふうに思っておりますので、この点については引き続き町民のほうへ周知を図っていきたいというふうに思っているところでございます。繰り返しになりますが、なかなか一定のルールでこれだったらいいということがなかなか書けない以上、地域での協議というのはやっぱり必要でございましてこの点についても、できましたら、地域の代表である議員の皆様の御協力も頂きたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

宮本議員。

○宮本千春議員

今、町長のおっしゃるとおり、それぞれの地域の中で議論し、何らかのルールを共有することということが、肝要なのだろうと思います。であればこそ、町として、地域の中でしっかり話し合ってくださいと日頃から発信していただくだけでも、それぞれの地域で議論を開始するきっかけになるのではないのでしょうか。たき火の届けの義務化については、もう一歩踏み込んだ内容の改正が行われる可能性もありますので、我々議員ももちろんですが、町としても、しっかりと情報収集していただき、委託自治体の意見も取り入れていただけるようにしていただきたいと思います。最後に、本年7月2日、大阪関西万博における安芸太田町神楽公演の参加について、1町民としても非常に誇らしくまた意義深い取組だと感じております。これを機に、町の魅力を全世界に向けて広く発信する一歩となるよう、心より応援するとともに、引き続き、町政への御尽力頂きたいことを申し添え、私の一般質問を終わります。

○中本正廣議長

以上で宮本千春議員の一般質問を終わります。11時まで休憩といたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。7番、影井伊久美議員。

○影井伊久美議員

議席番号7番、影井伊久美でございます。議長より発言のお許しを頂きましたので、通告に従い、大枠3題、子どもたちの熱中症対策について、農業振興について、林業振興についてを順次質問してまいります。早速ではございますが、1題目の子どもたちの熱中症対策について

進めてまいります。近年の猛暑は深刻さを深めており、本町においては、全国で最も高い気温、あるいは県内観測史上最も高い気温などといった報道が何度かなされ、インタビューでは、「外に出られない」や、「限界に近い」、「日陰でも汗がとまらない」などと汗を拭いながらお話をされておりました。また春先でも突然 25 度を超える夏日が訪れたり、秋には残暑が長引くなど、気温の変化は夏だけとは限りません。本町では 2024 年 5 月 20 日に 32.4 度、本年 2025 年は 6 月 28 日、36.4 度を観測しております。9 月に入り、朝晩少し過ごしやすくなったものの、今年の秋も季節の進みはゆっくりで 10 月も全国的に高温傾向にあると言われ、熱中症対策が必要な日はまだまだ続きそうです。気象庁の観測によりますと、日本の平均気温は 100 年でおおよそ 1.4 度の割合で上昇しており、さらに 2024 年の全国的な年平均気温は、1991 年から 2022 年の 30 年平均値と比べて 1.48 度高く観測史上最高を記録しております。また、夏の平均気温も上昇傾向にあり、2025 年の日本の夏の平均気温は、平年を 2.36 度上回り、1898 年の統計開始以降で最高になったと気象庁から発表されたところです。真夏日や 35 度以上の猛暑日、熱帯夜も同様に増加傾向であり、気候変動の影響が身近な生活にもあらわれております。そのような状況下、令和 3 年暑さに対する新しい情報として、気象庁と環境省より熱中症警戒アラートの運用が開始され、令和 6 年度からは、熱中症特別警戒アラートの運用が開始されました。これらは、気温ではなく、WBGT と呼ばれる気温、湿度、日射や輻射熱の三つの要素を取り入れた、熱中症の危険度を可視化した指標をもとに、暑さへの気づきを促し、熱中症への警戒を呼びかけるものであります。また、2025 年 6 月に労働安全衛生規則が改正され、企業における熱中症対策が罰則つきで義務化をされております。このように、暑さ対策の常識も変化しており、現代の基準に合った熱中症予防が重要でございます。特に体温調節機能が未発達な子どもたちは大人以上に熱中症リスクが高いとされております。また、高温になるグラウンドや体育館で激しい運動や活動を行うこともあり、子どもたちの命を守る具体的な対策が急務であります。まず、1 項目めの各小中学校、こども園、保育所における熱中症対策の現状について答弁を求めます。

○中本正廣議長

清水教育課長。

○清水裕之教育課長

はい。学校、園所における熱中症対策の現状と課題について御質問を頂きました。令和 4 年度に園所においては、熱中症対策マニュアルを作成、学校においては、熱中症対策ガイドラインを策定し、熱中症発生のメカニズムや予防策、症状が見られた際の対応等について周知をしています。あわせて、毎年 5 月から 6 月に文部科学省やこども家庭庁より示される熱中症予防の通知を周知し、情報共有を図っています。個別の対策としては、園所では、プールや園庭での活動の時間を、気温が大きく上がる前の午前中の早い時間にするなど、施設ごとに工夫しながら、日々の保育を行っています。学校では、天候や暑さ指数に応じて運動の時間帯や活動場所を変更するなどの工夫をしながら、安全を確保して教育活動にあたっています。また、休憩時間等での積極的な水分補給を児童生徒に呼びかけています。課題といたしましては、様々な対策を講じて、熱中症の疑いによる体調不良者がゼロ名ではないということ、熱中症警戒アラートの発令が常態化しており、今後、園外活動や水泳の授業等に支障をきたす状況になること、児童生徒に熱中症に対する理解をより深めさせていくこと等が挙げられます。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。令和4年度より熱中症対策マニュアルや、学校における熱中症対策ガイドラインを設けられ、予防と対応策について各学校園所にて共有が図られており、時間や場所の工夫をされながら様々対策は講じられているようではありますが、あわせてですね、体育館の空調設備設置について検討する必要があると感じております。こちらのほうはまた機会をみてですね、改めて質問させていただきたいと思っておりますので、国の動向やほかの自治体の例など、研究されたいと申し添えておきます。では2項目めのWBGT計測器による運動や活動停止あるいは短縮などの判断は明確化されているかについて。先ほどの課長の答弁によると、マニュアルがあるとのことでしたが、判断基準にWBGTが用いられているかの確認を含め、答弁を求めます。

○中本正廣議長

清水教育課長。

○清水裕之教育課長

はい。WBGT計測器につきましては、全園所、学校において常備をしております。その上で、計測器を活用し、日々の対応については、マニュアル等に基づき、管理職の判断により活動を行っています。WBGTによる暑さ指数が31度を超えた場合、運動は原則中止し、屋内での活動に変更しています。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい、ここまで町内学校、園所における熱中症予防対策について伺ってまいりました。熱中症対策において重要なことの一つに、こまめな水分補給が大切とされております。特に子どもは、体温機能調節が未熟で汗で失う水分量が多く、こまめな水分補給が重要であります。そこで、3項目めの水分補給環境の整備について。まずは、水分補給環境の現状について答弁を求めます。

○中本正廣議長

清水教育課長。

○清水裕之教育課長

はい。水分補給環境の現状について御質問を頂きました。水分補給につきましては、園所では、各家庭が水筒等を持参するとともに、各園所においてジャグにお茶を入れて準備し保育士が水分補給を促しながら、園児の水分補給状況を把握しているところです。学校におきましては、各家庭から多めのお茶を持参するよう、学校通信等で呼びかけるとともに、経口補水液やスポーツドリンクを常備しているという状況です。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

児童、園児個々に水筒を持参されており、園所ではジャグの用意があるということでした。ということですが、小中学校においては、水筒の中身がすぐからになる、部活動をする子どもは大きな水筒を持っていくが足りない、そういった声が多く聞かれます。このような声を受けてですね、子どもたちの水分補給環境を整えるため、各学校に冷水器の設置が必要であると考えます。お隣廿日市市では、令和6年度試行的に小・中学校3校に設置をされ、令和7年度は

全校に設置をされております。1台につき90万円程度の費用を要されたそうで、これには冷水機本体、水道や電気などの配管工事、その他の経費が含まれているそうです。維持管理につきましては、水道直結型でそれほどメンテナンス費用はかからないとのことでした。設置後の声として、「部活動で水筒のお茶だけだと間に合わないので補充用に利用している」や「部活動のために、大きな水筒が重くて大変だったけど、小さくてよくなったからうれしい」といった声、また保護者からは、「熱中症が心配なので、冷たい冷水器ができてよかった」などと子どもたちや保護者の声は上々のようです。熱中症対策に大きく貢献する冷水器の設置、本町も検討するお考えはないか、答弁を求めます。

○中本正廣議長

長尾教育次長。

○長尾航治教育次長

はい。水分補給に関しまして、冷水器の設置という御提案を頂いたところでございます。我々といたしましてもですねやはりこの水分補給というのは、重々大事なことだというふうに認識をしております。一方でですね、やはりこの冷水器の設置、今議員から申し出がありましたとおりですね、設置には結構な予算を要するといった状況もございます。この辺り研究しながらですね、進めていきたいと思っております。なおですね、先ほど申し上げましたとおり、保育所、こども園におきましては、園児の数が近年少なくなっているというところもございます、園で用意してる冷蔵庫の中にですね、お茶を冷やして置いているというような状況です。もちろん冷水でなくても飲めばですね、しっかり水分補給はできるんですけども、やはり飲みやすさとか、体を冷やすといった意味でもですね、今の冷水器というのは有用ではないかなというふうには考えております。検討させていただきます。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。先ほど次長が申されたとおり、予算の関係が大きく関わってくるとは思いますが、暑さの度合いが刻々と変化している中、日頃の活動や体育の授業、部活動や運動会の練習など、一生懸命に頑張っている子どもたちです。従来どおりの考えや感覚では子どもたちの命を守り切れません。未来ある子どもたちの環境整備をいち早く整えられたいと申し添え、次の質問に移ります。はい、では続いて2题目的の農業振興について移ります。本町の農地は耕作可能面積が少ない中、稲作や野菜、果樹、畜産など多様な農業が営まれております。豊かな自然環境と清らかな水に育まれた農産物はそれだけでも特徴であり、町の誇りであります。しかしながら、現状を見ますと、農業従事者の高齢化は進み、担い手不足により耕作放棄地が増加し、景観維持にも支障をきたしております。加えて、資材価格、燃料費の高騰、気候の不安定さや獣害被害など、農業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にございます。一方で、既存の特産品である祇園坊柿やトウモロコシの注目度も高まっており、販路拡大やブランド強化など、可能性も広がるところでございます。専業農家や新規就農者それぞれの御努力により前進してきていると感じているところです。これに対して、町としても支援体制を緩めることなく、引き続き取り組まれない。他方、町の大きな転機ともなる道の駅再整備事業に向けては、兼業農家や小規模農業者のより一層の御協力が不可欠です。そこで、本質問におきまして、主に兼業農家や小規模農家の農業振興を牽引する方策をどのようにお考えか伺ってまいります。まず1項目めの営農指導員の役割と現状について伺います。営農指導員は、生産技術の指導や営農相談、経営、

新規就農者への支援など、農業振興において重要な役割を担われていると存じます。本町における営農指導員の配置状況、担当する分野や範囲など、まずは現状についての答弁を求めます。

○中本正廣議長

はい。菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。農業振興における営農指導員の現状についての御質問でございました。これまで営農指導員は、平成5年3月末まで、広島県の普及員が駐在をしております、旧町村での営農指導を受けておりました。各農家に出向いて直接営農相談を行っていたと同時に、各町村の農業担当者への指導も行っていたところでございます。県からの派遣がなくなって以降は、J Aの指導員に、町が財政的に応援する取組なども行っておりましたが、財政難等でその支援も中止しておりました。こうした状況を変えたいということで、令和4年6月から6年3月までの約2年間、本町では直接指導員を雇用し、産直市の体制を強化するため、出荷数、品ぞろえの確保に対応する農家への指導や、ひろしま活力農業生の自立促進のため、経営と営農指導を行ってまいりました。営農指導に関しましては、J A広島市の営農指導員と連携しながら、栽培講習会や食品衛生法改正などのセミナーも開催したところでございます。この営農指導員につきましては、高齢ということもあって残念ながら2年で退職をされましたが、その後も営農指導員を確保したいとの思いで、広島県など様々な伝手をたどりまして、人材を求めていたところですが、直接雇用はできていません。現在はJ A広島市の営農指導員に担い手の方を中心に指導をお願いをしております。昨年度からは産直市の会員さん向けの講習会も開催をしていただいているところです。そのほか、広島県には農業技術指導所に安芸太田町を担当するチームがあり、ひろしま活力生を中心に定期的な巡回、課題がある場合は随時対応していただいています。月に1回、町、J A広島市、農業技術指導所、広島県西部農林事務所が集まり、情報共有や今後の方向性について会議を行っております。農業的な課題は様々ありますので、営農指導につきましては、関係機関と連携し、対応しているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい、では営農指導員の評価ですね。直接指導してもらった新規就農者などの評価はいかがであるか、答弁を求めます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、営農指導員の評価につきましての御質問でございました。本町が直接雇用していた指導員の活動として、特に広島活力生への指導が多かったのですが、町にとっては、少しでも売上げにつなげる指導を考えておりましたので、作業工程の見直しや作業内容の改善に寄与できたものと思っているところでございます。また、法人化に向けた協議についても積極的に参加し、設立もできたところでございます。指導を受けた活力性からは、他の事例や情報が入り参考になったと聞いているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。営農指導員、現在、直接雇用はできてはいませんが、ＪＡや県などの関係機関と連携され、経営面や営農指導を行っておられる。結果的に作業面や技術面において向上が図られたことで、営農指導員の必要性を感じたところでございます。しかしながら、幅広い対象への指導は、なかなか栽培講習会や、食品衛生のセミナーなどの開催にとどまっているとのことです。こちらをもう少し充実されてはいかがかなというふうに感じました。では続いての項目、小規模農業者の連携体制の現状について伺います。本町では、兼業農家や小規模農業者が多数を占めており、それぞれが孤立して小規模に生産をされているのが現状でございます。現状では産直市出店者会議が総会という形で開かれていると認識をしておりますが、このほかに連携する仕組みがあるか否か、連携体制の現状について答弁を求めます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。小規模農業者の連携体制の現状についての御質問でございました。小規模農業者の連携育成につきましてはこれまで水田の畦畔改良に対する支援でございますとか、有害鳥獣対策による電気柵などへの設置支援のみ行っておりまして、連携は産直市を通じて行っているだけで具体的な取組は行っておりません。本町が設置する農地利用最適化推進委員は、農業委員会に置かれ、地域の農地利用の最適化を担う現場活動担当者ですが、現状を調査する農地パトロールはお願いしておりますが、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止などについて、活動に対してあまりお願いができてない状況でございます。毎年、農林業振興対策審議会などで議論し、支援の御意見も頂き、また町として産直市の出荷者の拡大が必要であることから、近年、小規模農家に対応する支援制度を整備拡充をしております。安芸太田町小規模出荷者農業者認定制度は、現在７名を認定しているところでございます。支援内容は、農機具や農業用資材の購入補助を行うことで、経営や規模拡大の支援を行っております。出荷販売は、ＪＡ広島市の営農指導員や地域商社の担当者と連携し、産直市で販売やイベントへの出展等を行っております。産直地の拡大を目標とし、さらに地域の小規模農家の参画を促すためには、連携方法として、産直市を核にした連携が最適であると考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。育成支援などは図られているが、農業者同士の連携体制は現状とれていないということで、産直市出店者会議のほかにこういった情報交換や協議ができる場の必要性を感じております。あわせてですね、現在産直市に出荷をしておられない小規模農家の方でも気軽に参加でき、出荷への動機づけができるような、連携体制を強化する場の構築について、見解を求めます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。産直市、太田川産直市を中心といたしまして、出荷者で構成されている組合では、先ほど御指摘ありましたように総会でありますとか、役員会などで運営について協議がされています。そこには、事務局であるＪＡ広島市と運営支援を行っている地域商社あきおおたが参加

していると聞いているところでございます。道の駅再編に伴って、産直市の拡大も計画していることから、出荷者の拡大、集荷の対応、販売計画や野菜の栽培計画など、多方面での検討が必要と考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。多方面での検討が必要とごっくり理解しました。では、その上で、3項目めに移ります。農業振興を図る上で、町全体の農業振興を設計推進する役割が重要であると捉えます。現状どのような考えをもとに取組を進めておられるか、答弁を求めます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、町全体の農業振興を推進する役割の必要についての御質問でございました。町では、令和5年度に安芸太田町農業振興ビジョンを策定いたしました。大小様々な農家が能力に見合った所得と生きがいを見だし、次代につながる継続した農地の活用がなされ、生き生きと農業に従事している姿を安芸太田町が目指す農業の将来像として、四つの施策課題を整理をしたところでございます。1番目、太田川産直市を活用した小規模農家の育成支援、二つ目に特産品祇園坊柿の振興、三つ目に広島活力農業経営者育成事業の支援、4番目に、過疎高齢への対応を掲げているところでございます。現在は、この農業振興ビジョンに基づいて、四つの施策課題に集中して取り組んでいるところでございまして、その推進体制は役場を中心とし、農業委員会でございますとか、J A広島市を含む各関係機関や、団体と連携を行っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

令和5年度に策定された安芸太田町農業振興ビジョンをもとに、四つの施策を集中的に取り組まれているということですが、その中の施策の一つ、太田川産直市を活用した小規模農家の育成支援についてでございますが、先ほど課長が申されたとおり、小規模農家に対する支援制度を整備拡充しておられ、産直市の出荷者拡大に寄与する重要な取組を評価はするところでございます。次のステップとしてですね、作付け品種の最適化や、集荷システム構築や販路開拓、マーケティング、また農家同士の連携で少しでもリレーションが図れる仕組みづくり、そういったことを牽引するアドバイザーの存在が重要になると考えます。安芸太田町の農業事情をしっかりと把握し、農業振興ビジョンとの整合性を図りながら、町全体の戦略を描き、関係者をつなぐ役割を担うアドバイザーやコーディネーターの登用について、いかがお考えであるか、まずは町のお考えを伺います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。アドバイザーでありますとかコーディネーターの登用の検討についての御質問でございました。本町につきましては、多くの小規模農業者がいらっしゃいます。その潜在している能力を発揮するだけのものがあると思っていますところでございます。本町の農業関係者で聞いた

話でございますが、多くの野菜を栽培していますが、食べ切れず、近所の方におすそ分けをしていると聞いたことがあります。その辺り、少しでも収入につながらないかと思っております。また、先ほど御指摘もありましたように本町も広いので、何とかリレー方式により出荷できれば幅広い出店が可能になってくると思っているところでございます。外部から専門家、また地域の専門家などの登用が考えられると思いますが、まずは出荷者でございますとか、J A広島市などで現状を把握し、どの分野で必要であるか、働きかけを行いたいと思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。外部からの専門家、地域の専門家などの登用が考えられるが、まずは現状把握ということで、非常に前向きな答弁であったと捉えます。今回は、町内外を見て、統括し、実質伴走支援をしながら、統率できる役割であるアドバイザー登用の提案をいたしました。形はどうあれ、耕作可能面積が少なく、小規模農家の多い本町においては、農家単体ではなく、一体的に取り組むことが効果的だと考えます。また、道の駅再整備後、産直市の売場面積が拡大することを鑑みると支援制度の整備、そして拡充などももちろん大切ではございますが、こういった視点もあわせて進められたいと申し添え次の質問に移ります。3 題目の林業振興についてでございます。森林面積が約 9 割を占める本町にとって、林業をいかに位置づけるかは町の将来像を左右する大きなテーマであります。林業を基幹産業として再生するのか、あるいは森林保護や環境政策の一環として整備するのか、それとも観光などの資源として活用するのか。大きな目的を定めることで、林業振興についても方向性が変わってくるのではないかと考えております。そこでですねまず 1 項目めの町有林についての管理状況、これについて伺います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。続きまして林業振興について町有林の管理状況についての御質問でございました。加計、戸河内地域の経営しております町有林は約 1,100 ヘクタール、筒賀地域は財産区として約 2,600 ヘクタールを所有し、約 6 割がスギ、ヒノキの人工林になっております。それぞれ植栽年度から施業履歴を管理しており、年度ごとに計画的な間伐など整備を行っているところでございます。路網を活用して搬出し販売できる森林は、国、県の補助金を活用して搬出間伐を行っております。令和 6 年度は町有林 8.65 ヘクタールの搬出間伐を実施し、搬出材積は 1,260 m³となりましたが、その販売額と、搬出間伐に対する補助金から、伐採経費や立木の運搬代を差引きますと、実質の利益は約 10 万円となりました。森林整備が進んでも利益にはつながっていないのが現状でございます。町有林のほとんどは 50 年生を超える状況で、切り捨て間伐を行う林齢は超えてきています。皆伐をすれば、材積は確保できますが、その後の植栽と下刈り、除伐などの経費を比較すると、皆伐もしにくい状況が続いています。結局、補助金がなければ成り立っていないのが現状の林業でございますが、町内の森林も植林をしていて、傾斜がきついなどで搬出が困難なところもあることから、今後は林分によって、木材生産を目的とする森林、切り捨て間伐をすることで、健全化を図り、災害防止につなげていく森林と、場所によって管理方法を区別していく必要があると考えております。新たな取組といたしまして、筒賀財産区は、省エネルギー設備の導入などの利用による CO₂ などの排出削減量や、適切な森林管理に

よるCO₂の吸収量をクレジットとして国が認証するJクレジット制度を導入いたします。また、造林補助金も限られていることありますが、花粉症対策の支援も出てきておりますので、補助金を活用しながら、適正な管理に努めたいと考えているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。ではそれについて課題をどのように捉えておられるか、答弁を求めます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。町有林の管理に関する課題の御質問でございました。町有林の管理で全ての現状を目視による確認は距離の問題もあり、現地に行くのに相当な期間がかかります。例えば、松笠町有林は猿彦山の奥地に位置し、現場までかなりの時間を要します。本町は、国土調査が終了しているため、他の市町よりも有利ではありますが、境界を現地で確認できるかといえ、かなりの労力がかかります。現在では、衛星、AIやドローン等での調査ができると聞いております。現実はずぐ対応できるといえ、難しい状況でございます。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

管理の状況、課題などが確認できました。令和6年度は、実質利益が10万円程度と補助金なしではなかなか回っていかない現状であるということ。また管理の前に現地の把握が必要ですが、職員の異動等により、現地の把握、図面においても把握が難しくなる可能性があります。課長おっしゃるように、早い段階でのAIやドローンの活用を検討されるべきだと感じております。課題はたくさんあり、そういった状況下ではございますが、2項目めの基幹産業として位置づけ、より明確な施策、方向性を示す考えはあるか、これについての所感を求めます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。同じく林業振興でございます。基幹産業としての位置づけ、より明確な施策でありますとか、方向性を示す考えはあるかということの御質問でございました。本町は約9割を森林が占める自然豊かな地域でございます。林業は、地域資源を活かす重要な産業の一つであると認識をしておりますが、基幹産業として確立するには、幾つかの課題が存在をしております。最大の要因は、収益性の低さと市場競争の厳しさです。国産材の価格は依然として低迷しており、輸入材との競争において不利な立場にあります。加えて、山間部における搬出コストの高さが、収益性をさらに圧迫しております。国や県においても、森林整備に対する補助金は従来からありますが、活用しても利益が上がらない状況があります。続いて、担い手の確保と世代交代に向けた課題があります。儲からないからこそ、林業分野では、若年層の参入や定着が思うように進んでおりません。町では、地域おこし協力隊の活用などを通じて、担い手の育成に努めておりますが、定住・定着には、生活環境の整備や安定した雇用の確保など、複合的な支援が必要であると認識をしております。ちなみに、太田川森林組合の材の生産量は年間1万m³

程度ですが、基幹産業として考えるには全く少ないのが現状でございます。また、儲からないからこそ、森林の管理体制も不十分です。人口減少と高齢化の進行により、管理者不在の放置林が増加しており、森林の健全な育成や災害リスクの軽減に支障をきたしている状況です。昔は森林資源を活用した生業として生活している方が多数いました。森林組合が行う伐採や森林整備、各地域に小さな製材所、住宅も在来工法で大工さんも多数おられました。また、木材を使った刳物、挽物、太鼓や下駄、電柱までも木材で多くの方が従事しておりました。林業単独で産業を本町のみで担うのは難しいものの、地域資源としての価値や可能性は小さくないと考えております。今後は他産業との連携でございますとか、新たな活用方法を模索しながら、町の持続的な発展に資する産業の一つとして前向きに検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。最後に前向きに検討と、締めくくられましたが、ネガティブな御答弁を頂きました。しかし、これもまた事実だと感じております。儲からない、基幹産業としては成り立たない、それがゆえに荒廃が進んできている現状。災害リスクも高まっているということです。これについて私も同感でございます。地域資源として活用していくということではございますが、これまでにない体制をもってですね、林業で稼ぐといった方向性は模索をされないのか、再度答弁を求めます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。続きましての質問で林業で稼ぐ方向についての検討でございます。基幹産業として林業で稼ぐ方向よりも、まずは地域や町内の林業関係者に対して十分な仕事を提供できるかどうかだと思っております。国の財源が確保できないと、公共事業は発注できませんし、事業債を利用して実施することも検討しないといけません。実態では、町発注事業の入札参加もないこともあり、現場で働く人が少ない状況です。これらの対応といたしまして、人手確保や修学金、また、林業関係大学や高校に対して積極的な求人を行うなどを行う。また冬の対策、半林半Xも検討する必要があると考えているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい、人材育成も重要な観点だと感じております。そういった意味合いでは町長の肝入り事業の自伐型林業が挙げられると思います。2021年度から研修事業をスタートされ、そろそろ4年がたとうとしておりますが、自伐型林業研修事業の先、どのようなことを見据えておられるのか含め、先ほどの林業で稼ぐ方向性の模索についても、あわせて町長の御所見を伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて自伐林業も含めた御質問頂きました。林業を取り巻く環境ってのは本当に厳しいということは今産業観光課長からも話をしたとおりでございます。その上で、私も肝入りと

お話し頂きました自伐型林業には力を入れたいということで取り組んできたわけですが、これまさにどちらかというと、業としてどんどん拡大していこうというよりはまずは、安芸太田町らしい雇用をやはり確保したいということが、一つ重要な考え方ではなかったかなと思っております。先ほど、お話がありました林業は若い方がなかなか参入しないというお話をしましたが、そうは言ってもですね、山で働いてみたいという方が一定程度おられるのは事実でございますし、そういった方々はむしろ、林業の事業体に入ってある意味会社員的な働き方をするよりは、自分のペースで自分が育てた山で生活したいという方が多いように思っております。そういった意味で、そういう方々の受皿として、ぜひこの自伐型林業というものをこの本町進めさせていただいて、そういう方々の受皿をぜひ作りたいということが一つございました。もう一つは、先ほどこれ議員も御指摘頂いたように、林業者の育成確保というのはやはり重要だというふうに思っております。林業若い方々が参入されにくい分野と言いましたが、そうはいっても、本町でこの自伐型林業の研修を行う場合には大体毎回 20 名程度はですね、手を挙げていただいて、受講をしていただいているということでございまして、そういう方々がこういう研修に参加をしてきちんと技術をつけて身につけていただくそうですね、もちろん自伐林家として本町に住んで頂ければと思いますが、何かの拍子で、そうは言っても森林組合等で働かれるという方もおられるのではないかなというふうに思っております。本町も山の中にある町でございますので、林業というのはもちろん木を切り出さなければ始まらないということもあってですね、産業としてこれから、もし、育てていくのであればまずは本町の役割というのは木を切る方々を育てていく、増やしていくということではないかなというふうに思っております。そういった意味でも、自伐型林業というのは一つの受皿だというふうに思っております。その上で、最後に触れていただきました、そうは言っても業として成り立つためには儲けていかなければならないと。この今の林業を取り巻く環境の中で、あえて業として成り立つとすると、私としてはやっぱりこの自伐型林業というのは、可能性が高いのではないかなというふうに思っております。というのは、これも先ほどから説明があるように、今木材売ってもですね、決してお金にはならないという状況でございます。国産材以上に今外材が入ってくる中で、値段が上がらない、というのは売上げが上がらないわけでございますので、その中で儲けを出していこうとすると、費用を抑える必要があると。費用を抑える方法というのはこれまた、かなり限られておりまして、多くの業者さんがやってるのは、大きい機械を導入して大量に木材を出すことによって全体の費用を抑えていくという方法、これ今、森林組合も含めて多くのところやっておりますが、その対極にあるのが自伐型林業でございまして、これは縷々申し上げるように、機械などの投資にかかる費用をできるだけ抑えて、かつ、できるだけ皆伐をせずに必要なだけ間伐を行うことで、儲けを出していくという、そういう林業でございます。この二つの林業の施業方法がある中で、これからどちらが残っていくのかというところでございまして、自伐型林業ももちろんそうは言いながらも補助金なしでは成り立っていませんが、森林組合、例を挙げますと、昨年度約 3 億 5 千万円程度の山林事業されてますがそのうちの 9 割は、補助金を含めた公費で賄われているところでございまして、森林組合は今約 20 名程度の方が生活されておられますが、一方で、今自伐型林業についてはですね、作業道整備、メーター当たり 2,000 円の補助が中心になっておりますが、大体今多い人で 1 人 200 万円ぐらいの補助を受けて施業をされているのが現状でございまして、こういったそれぞれ違いがある林業がこれからどちらが日本が置かれている状況の中での林業になっていくのか、あるいは本町にふさわしい林業はどちらなのかということが、私としてもこれから追求をしていきたいと思っております。

ころでございます。長くなりましたが、おかげさまで今、自伐型林業を担っておられる方も約町内で9名ぐらい、増えてきております。そういった意味では少ないかもしれませんが9名というのはそれなりの固まりだというふうに認識をしております、この自伐型林業今までは育成に力を入れておりましたが、次の段階を考えていく必要があるというふうに思っております、改めて、日本における林業として、新しい林業として担えるものを育てられるように、この自伐型林業については、引き続き支援をしていきたいなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。今度は町長の熱い思いを語っていただきましたが、縷々お示しを頂きましたので、1点ずつ伺いたいと思います。まずですね自伐型林業について、移住定住の受皿となっていることは大変喜ばしいことだと私も感じております。そしてですね、人材育成をしていくことは非常に重要な視点であると捉えております。ただですねこの先の展開が見えづらい。自伐型林業研修事業の後、次の展開にはどういうふうな方向性を持って、具体的に研修事業を行った後、具体的にはどのような展開を見据えておられるのか、町長のお考えを伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。研修を終えた後ということですが、一部の方々については、町内で具体的に作業地を求められて施業を行っておられます。その方々がですからある意味、個人的に、山林の所有者と話をされてその一定の土地について施業の契約といいますか、されて施業されると。そのときに実は作業道の補助なども使っていただいて、そこが補助金になる形でですね、施業していただいているというのが現状だと思っております。そういった意味では今、個人的に自伐林家の皆さんが、山主さんと交渉しながら、施業の場所を確保されてるわけですが、人がどんどん増えていくとですね、そういう施業地はやはり、何がしかの形で、町のほうでも、例えば確保に向けて手助けをしてくれないかというようなお話もございます。あるいは、この土地のことをよく知っておられる方が、そういった施業地確保の中で、間に入っていただくとより仕事として、進めやすい環境になるのではないかなというふうに思っております、そういったところが今後、自伐型林業の次のステップとして考えられるところでございます。施業地が増えれば当然、山として管理、管理していただけるよう、要は管理できている山が増えていくわけですので、そういった点が今後の展開になるのかなというふうに思っております。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。引き続き作業道の補助などを行いながら、施業地の確保に向けて、個人事業者に対しての支援を行っていくということでした。もう1点ですね、町長にお聞きしたいのが、皆伐によって災害リスクが高まるといった点は、私も同様に感じるのですが、放置林が増えることでも災害リスクが高まると考えますが、この点についてはいかがお考えであるか伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、そうですね。放置林が増えることによっても確かに災害リスクというのはある意味増えていくのかなとは思っております。それもどちらがやはりより重要な、より大きな災害に結びつくのかというのは多分、全国的にも結論が出ていない問題ではないかと思っております、放置林であっても、木が生えているほうがそうは言ってもいいんだという方も中にはおられるようでございます。一方で、放置林が増えることによっても、木が細い、結果として根がやっぱり入っていないので、放置林全体がずっと災害につながったというような指摘もあるものですから、なかなか言いがたいところではございます。そういった意味では、自伐型林業によって管理していただくところも必要ではありますし、一方で、森林組合などではかなり大規模に間伐施業などもされている、あるいは切捨て間伐などもされておられるところでございますので、そこら辺のやはりベストミックスが今後は必要なのではないかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい、放置林ではですね、さらに倒木などの危険性も加えてあるかなと思います。いずれにせよですね、やはり山の手入れをしていかなければならないという状況ではないでしょうか。ではですね、3項目めの製材所の必要性について伺います。これまでの答弁によると、農業同様、林業を取り巻く環境もまた極めて厳しい状況であります。しかしながら、果たして現状維持でよいものか。そこで様々な課題はあれど、伐採のみならず、加工、流通、利用できる木材の町内循環を促進する製材所の必要性を感じます。まずは町のお考えを伺います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。続きまして製材所の必要についての御質問でございました。現在町内には小規模の製材所が1件あるというふうに認識しているところでございます。より大規模なものになりますと、原材料の確保のしやすさに加えまして、広い敷地面積が必要でかつ高速道路から近いなど、交通環境が整備されている必要があります。近隣では、北広島町大朝に中国木材が大規模な製材所を整備されており、年間100万 m^3 の木材を加工されていると聞いているところでございます。本町及び近隣市町の状況は、穴地区の広島林産中市協同組合で、原木市場として約4万 m^3 の木材を取り扱っています。広島県森林組合連合会も北広島町大朝に所在し、原木市場として約4万 m^3 の木材を取り扱っています。益田市にも原木市場があり、取扱量は10万 m^3 で、製材所は約10社前後の中小規模の事業者が中心となって益田原木市場とセットで、地域材の木材流通を支えています。また、広島市森林組合では、バイオマス発電所による未利用材を約1.7万 m^3 を取り扱っています。原木の確保という点では、本町では、林産中市が存在しておりますが、既に大朝の製材所や海沿いのパルプ工場、バイオマス発電など、それぞれ出荷先もあることから、原木確保は容易ではなく、結局、本町内での原木の出荷を増やすことを考えなければなりません。今のところ、森林組合や関係者から製材所の建設の要望は聞いていない状況ですが、中には、CLT生産などに興味を持つ事業者もおられますので、引き続き検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい、課題としては、大きく稼働させるとなると原木確保が難しい。また皆伐にもつながるといったことや、小さく回すとなると採算が合わないといったところだと感じております。しかしながらですね、町の施設新規設置の際は必ずと言っていいほど町内産材を使えとの御意見が出てまいります。加計高校の寮、もりみんハイツ、道の駅再整備事業計画においても同様の意見が多く挙がっております。町内で製材できない現状であり、町内産材を使った特徴のある施設の建設に至らないことをどうとらえておられますか。答弁を求めます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、町の施設の町内産材の利用についての御質問でございました。町内産材を使用した実績をこれまで経験しておりますので、申しますと、建設する年度以前から、町有林内で必要な材木を選定し、乾燥などを含めた製剤を手配し、柱をそろえる必要がございます。製材所も大小ありますから、一つの柱を製材するためには何時間もかかる製材所もあれば、県外発注すれば短時間で製材するところもあります。費用は県外の製材所が安価となっている現状でございました。また、特定の材木を製材するとなると、製材所を独占することから、受入れを断られることがあります。このようなことから、多額な費用がかかっているのが現状でございます。また製材所を構えて、このような状況に対応できても、大きな製材所はほとんどが外国産材を取扱い、安価で購入できる時代となっております。住宅も昔の在来工法と変わってきておるのが現状でございます。先ほどから申しておりますけども、もっと広域での考え方として、広島県産材や太田川流域としての利用であれば可能となってくると思っております。公共施設も予算や、建設後の維持管理もある中、なるべく木材となるように仕上げるなど、広島県太田川流域の木材を積極的に使用するよう計画されているところでございます。製材所があるなしではありませんが、本町の山林を活かすためには、また町産材が使用できるよう、費用面から研究する必要があるというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。多くの住民の声にもあるように、公共施設への地元産材利用は、地域経済の循環や環境負荷の軽減、何より本町のブランド力の向上につながる重要な視点であると考えます。本町と同様の森林率である岡山県西粟倉村や高知県梼原町では特徴的な木造施設を建設され、公共施設が木材需要の安定先となり、林業の基盤を支えておられるようです。林業は、環境政策や防災の側面もございますが、一次産業であり、自伐型林業であれ、補助金事業であれ、やるなら、六次産業までセットで考えていかないと循環はいたしません。守りの視点も重要ではございますが、攻めの姿勢も必要ではないかと考えます。町長最後に一言いかがでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて林業全般についての御指摘だったと思っております。今もお話をしたとおりで

ございます。大きいものをいきなりやっぱり向かって頑張っていくというのはなかなか本町難しい状況の中で、小さなところから育てていくというのが今の私自身の考えでもあります。先ほどから申しているように、林業そのものの潜在的なやっぱり価値なり、あるいは発展性については我々も求めていきたいと思ってるんですが、どのアプローチからするかというときに、大きな製材所をつくって、大きな林業をどんどん進めていくというよりは、小さなところからまずは住んで頂ける方を増やしていく、林業に携わってる方を少しずつ増やしていきながら、それに見合った製材所なり、木材加工なりを広げていくということが、本町にはふさわしいのではないかと考えておりますし、その点については引き続き進めていきたいと考えているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。そのように、町長おっしゃられたようにですね、出口までを意識した、独自の林業体系を模索していただきたいと申し添え、私の一般質問を結びます。

○中本正廣議長

以上で影井伊久美議員の一般質問を終わります。午後1時半まで休憩といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時30分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。はい。1番、笠井清孝議員。

○笠井清孝議員

今回の一般質問は、空き家、morica、そして観光資源について質問させていただきます。早速ですが、空き家についてです。先日、某番組で空き家についての特集をしていました。現在、日本全国の戸数は約6万5千戸とされています。そして、全国の空き家は2023年度で約9千万戸とされており、空き家の割合は全体の約14%となっています。さらに、2038年、今から13年後には全体の3分の1が空き家になると言われています。また空き家の民間業者との売買契約が1割程度と少なく、厳しい現実があります。ですから、空き家になる前からの対策が必要だと感じました。安芸太田町も全国同様、空き家対策は大変重要な課題と考えます。そこで幾つかの質問をさせていただきながら、今後の空き家対策について考えていければと思います。それでは質問させていただきます。安芸太田町の空き家の件数はどのくらいあるのでしょうか。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。安芸太田町の空き家の状況でございます。令和元年度の調査でございますが、空き家の件数は954件が確認をされております。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

全戸数に対する空き家の割合はどれくらいありますでしょうか。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。全戸数のちょっと考え方が難しいところではありますが、7月末現在、町内の世帯数が2942世帯でございます。この世帯数と、先ほどの空き家954件を足した3,896件を全戸数として考えた場合、24.4%ぐらいになりますので、おおむね4対1の比率になるというふうに考えております。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

全国よりも、パーセンテージは高いということですね、全国は14%ですから、24%、空き家率が非常に高いというふうに考えます。空き家バンクの登録数はどれくらいあるのでしょうか。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。直近10年での空き家バンクの物件平均登録数は22件でございます。過去3年では令和4年度が30件、令和5年度24件、令和6年度19件となっております。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

割合から言うと、件数がすいません、空き家バンクに登録されない理由はどのような理由がありますでしょうか。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。空き家バンク登録に登録をされない件数でございますが、はい、すいません、ちょっとお待たせしました、すいません、お待たせしました。登録してもらえない理由でございますが、まず空き家になって一定期間ですね、時間がたつのをちょっと待ちたいという方は、おひとり暮らしの方が亡くなって三回忌七回忌そういったものを待ちたいという方。あと他人に貸すのが忍びないという方も多数おられます。あとは空き家という認識はしてるんですけども実際にはお盆や正月、農業等で利用されているという方がやはり多くおられるということ。また家財が残っていてですねちょっと貸せる状態にないというような方、また親族間で協議が進んでいないといった方、また、管理不足でですね傷みが激しくちょっと貸せる状態でないといったような状態があり、なかなか貸してもらえない理由として大体こういったところが多く挙げられております。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

いろいろな理由が考えられて、なかなか登録件数が伸びてない現状があるようですね。はい。空き家バンクに対してですね、町内町外含めてですね、どれぐらいの件数が問合せがあるでしょうか。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。年間の問合せ件数でございますが、過去3年では、令和4年度52件、5年度が34件、令和6年度で46件、ここ10年での平均は56件となっております。ちなみに最高は令和2年度の79件で、コロナ禍での都市部回避の傾向が強く見られましたが現在は例年ペースに落ちついております。

問合せ件数のカウント方法なのですが、電話やメールの簡易な問合せでなくて空き家バンクを利用するための利用申請を提出された方をカウントしておりますので、単なる問合せ等は、これより多くあるというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長
笠井議員。

○笠井清孝議員
そのうち成約に至った件数、過去3年ぐらいで教えていただければと思います。

○中本正廣議長
上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長
はい。成約件数についてでございますが、直近10年での空き家バンクの成約件数は、延べで211件でございます。平均21件程度で推移をしております。ここ3年間では令和4年度31件、令和5年度22件、令和6年度20件となっております。以上です。

○中本正廣議長
笠井議員。

○笠井清孝議員
空き家バンク関係の任命職員の方がいらっしゃると思います。会計年度任用職員。その人たちの仕事の内容を具体的に教えていただければと思います。

○中本正廣議長
上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長
はい。地域協働課には、会計年度任用職員として2名の暮らし移住アドバイザーがおります。主な業務でございますが、空き家バンク登録相談、登録手続、物件の現地調査、ホームページの登録業務、また写真、360度VR撮影、転入転出者のアンケート整理、移住相談、移住者のアフターフォロー、不動産会社との内見や売買などに関する連絡調整などの業務を行っております。以上です。

○中本正廣議長
笠井議員。

○笠井清孝議員
時間的には9時から16時までの時間帯ということで聞いておりますけれども、仕事内容とその件数とか比べて費用対効果はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○中本正廣議長
上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長
はい。費用対効果というか業務としてはですねかなり2名の職員が割と付きっきりということはないですけれども、いろんな細かい相談にも応じておりますので、大変精力的に活動していただいておりますし、先ほど申し上げました登録件数また成約件数のほうにも、こういった会計年度職員の活動によってですね、そういったところの成果につながっているというふうに考えております。以上です。

○中本正廣議長
笠井議員。

○笠井清孝議員
以前、はじまりの家というのがあったと思います。今、そこの運営はKAKE Rebornですかね、そこに委託されてるようですけども、そこの利用状況と、あとそこの利用された方が実際に安

芸太田町に住まれた割合というのが分かれば教えていただければと思います。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。現在はじまりの家につきましては地域商社のほうから先ほどのReborn KAKEのほうに業務委託をされているというふうにお聞きをしております。はじまりの家でございますが、令和2年度に運用開始をしております、利用件数が41件、利用者が130人となっております。このはじまりの家を利用して移住された件数は1件でございます。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

結構、お金を投資して、今聞くと1件ということですけども、それについてはどのように、考えていらっしゃるのでしょうか。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。こちらのはじまりの家を建設した当初はですね、このお試し住宅を利用させていただいて、移住につなげたいということで建設をしたんですけど、実際の利用状況を見ますと、そういった移住を試すという形で借りられてるというよりも、どちらかというと何日間かこちらのほうに滞在して安芸太田町のほうをめぐるための宿替わりということはないですけどそういった形で利用されてる方が多いというふうには聞いております。なのでちょっと当初、考えていたことよりもちょっと想定がちょっと、ちょっと違っているというのが現状だというふうに思っております。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

結構お金かけてるところでやっぱりその効果が見えないということはちょっと考えていただいて、効果が見れるような形をどうにかとっていただけるように、お願いしたいと思います。空き家の解消について具体的な施策等がありましたら教えていただきたいと思います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。空き家改修についての具体的な対策ということで御質問頂きました。改めて縷々現状の空き家の状況について見ていただいております。世間一般というか、やはり都市部や田舎とか地域によってですね空き家に対する考え方は違うんじゃないかなと思っておりますが、本町においては空き家というのは、移住定住の受皿として、やはり財産として使いたいということで、利活用を最優先で取り組んでいるところでございます。そのためこれまで様々な対応、町としても行ってまいりました。固定資産税の通知のときには必ず啓発チラシを入れさせていただくとか、あるいは良好な空き家についてはですね個別に空き家相談会のDMを送らせていただいたり、修繕費の助成施策等についても、広報で周知をする。また物件の発掘についてはですね自治会のほうにも御協力をお願いするというところで、そのための支援金を配るなど、そういった取組を縷々してきたところでございますが、先ほど御質問頂いたように、残念ながら爆発的な、空き家の登録には至っていないというところでございまして、私としても移住定住を最優先施策として取り組んでおり、その一つの取組として、空き家を有効活用したいというこ

とを訴えてきたわけですが、思うようには進んでいないということで、それは逆に、昨年作らせていただきました、空き家が無理ならもう定住促進住宅を町でつくろうという施策にもつながったところでございます。ただそうは言いながらも、引き続き、空き家の確保こそが、移住定住のやはり大きな要になるというふうに考えておりますので、とりわけ空き家の確保については引き続き、頑張っていきたいと思っておりますのでございます。ただ具体的な方法というのは我々もそれなりに様々取り組んできたところでございますので、よりよい方法がないかというのを今、担当部署も含めてですね、いろいろ考えているところでございます。予算編成に向けてですね引き続きこれは考えていきたいと思ってるんですが、一つ、少し考え方を変えてというか、これは、議員もふれられたと思うんですが、やっぱり、使うんならですねできるだけいい状態の空き家を確保したいということでございますので、ある意味、空き家になる前からやはり、取組をする必要があるのかなというふうには思っておりまして、相続登記の今推進なんかもしておりますので、空き家になった後どうするのかということ早い段階で、持ち主さん、家族も含めてですね、考えていただくような取組をこれからひとつやっていく必要があるのかなというふうに思っているところでございます。その上で、その利活用ができないものについては、これ持ち主さんが基本的にはですね、解体撤去して始末をしていただく必要があると思っております、その部分については、現在、進めております補助事業を継続させていただいているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

国土交通省が住まいのエンディングノートというのを出されているのは御存じでしょうか。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。ちょっと勉強不足でちょっと承知しておりません。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

最初冒頭言いましたけども、空き家になる前からの対策というのは非常に、町長もおっしゃってましたけども重要だと考えております。で、今回の番組の中にですね、セミナーを開講、終活、家の終活セミナーというのをですね、実施して、もう家がもう何年後には空き家になるなという家に対してですねそういうセミナーを実施してですね、その対策をしてるというのが出てましたので、これ等はそんなにお金がかからないと思いますので、今、町長もおっしゃったように、事前の対策という形でぜひとも実施をしていただければというふうに考えております。よろしくお願いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。すいません私も住まいのエンディングノートというのは、初めて聞いたわけですが、考え方はまさに、国土交通省なども、考えておられるところを追求していかなければいけないなと思っております。終活セミナーという話も伺いました。具体的な取組についてはこれから我々も勉強させていただきながらですね、引き続き、空き家の対策といいますか、それを通じた移住定住の促進についてはしっかり進めていきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長
笠井議員。

○笠井清孝議員

では続きまして、地域通貨moricaについての質問に入らせていただきます。先日ですね、地域通貨の映画を観ました。地域通貨の活用でコミュニティが形成され、関係人口をつくる一助となっている映画でした。その通貨は、1か所のコミュニティだけではなく、他地域にも広がりを見せていました。このように地域通貨は外貨獲得、地域の活性化、関係人口の増加に大きく関係しており、今後の安芸太田町のためには重要なキーフaktorだと考えております。そこで具体的な数値等について質問させていただきます。町内の利用率、利用を始めてからどれくらいあるでしょうか。お答えください。

○中本正廣議長

能宗企画DX課長。

○能宗良明企画DX課長

はい。地域通貨moricaの利用状況について御質問頂きました。令和4年12月に地域通貨moricaの運用を開始して、開始当初に全町民1人当たり1枚のmoricaカードを交付しておりますので、普及率としては100%になります。その中で御質問のありました、実際に利用された方の利用率でございますが、令和6年度中に地域通貨moricaを1度でも利用された町民は、2,508人になっておりますので、全町民に対する利用率は46%になります。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

この46%が高いか低いか、それはどのように評価されてるのでしょうか。

○中本正廣議長

能宗DX課長。

○能宗良明企画DX課長

はい。高いと考えております。先ほど言いましたように全町民ですので、0歳児から小学生中学生も含んでの46%ですので、実際に使われる年齢層からすると、50%を超えているのではないだろうかと思っております。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

それでは町内全体事業所との登録、事業数についてお知らせをお願いします。

○中本正廣議長

能宗企画DX課長。

○能宗良明企画DX課長

はい。町内の事業所との登録事業所というのは多分morica加盟店のことだと思いますが、morica加盟店との対比について御質問頂きました。moricaが利用できる加盟店は、事業開始当初は70店舗でしたが、現時点では85店舗に増えております。地域通貨moricaの事業は、ハートフル商品券を運営していますハートフル協同組合が運営していますが、ハートフル協同組合の会員数が、138店舗になりますので、それに対するmoricaの加盟店の比率は60%になります。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

これも同じく60%が高いのかもっと上げていこうと考えていらっしゃるのか、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○中本正廣議長

能宗企画D X課長。

○能宗良明企画D X課長

はい。当然利用者の方からこの店舗で使えないのかという御要望も頂いていますので、引き続き商工会ハートフル協同組合と連携しながら、加盟店の拡大に取り組んでまいりたいと思っています。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

加盟店を増やす上でmoricaの初期費用、初期投資費用とかですね、それから還元率2%の原資、これについて教えていただければと思います。

○中本正廣議長

能宗企画D X課長。

○能宗良明企画D X課長

はい、moricaの加盟店になるには、ハートフル協同組合に加盟する必要があります。加盟する際に、1,000円をお支払い頂くようになっていると聞いております。加盟店として使いますタブレット端末とレシートプリンターについては、ハートフル協同組合から無償貸与となっておりますので、特に加盟店さんのほうで御用意頂く必要はございません。ただ、システム上ネットにつなげる必要がありますので通信環境についてとか通信料については、加盟店さんのほうで御用意頂くことになります。それから、チャージしたときのプレミアム加算2%の原資について御質問頂きましたが、1%は加盟店さんに御負担頂いております。もう1%は町が負担するというような形になっております。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

その負担率1%、年度ごと、町が出す負担率が1%ですから加盟店が増えて、それから利用者が増えればそれだけ増えると思うんですけども、今どれぐらい費用が年間使われてるんでしょうか。

○中本正廣議長

能宗企画D X課長。

○能宗良明企画D X課長

はい。昨年度の6年度年間のチャージ額が約2億6,870万円になりますので、これの1%相当として町の負担としては268万7千円、約270万が町の負担になります。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

将来的にですね、どんどん増えていくと、町の財産がこちらのほうに出していくような形にしていかなければいけないと思うんですけども、どれぐらいの売上げまでは町として出せる可能性があるんでしょうか。予算の問題もあると思いますけれども、お願いします。

○中本正廣議長

能宗企画D X課長。

○能宗良明企画D X課長

はい。ちょっと上限というのは特に想定しておりません。利用される町民の方、もう5,000人、5,500っていうのは決まっていますので、なかなかこれを今後さらに倍々っていうふうには増えていくというふうには思っていないので、町の予算としてはそんなに急にがっとな増えてくふうには想定していないので、まだ町としては、持続的にいけると考えております。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

利用金額、年の利用金額、去年と今年比べたら随分、多分2億から3億幾らだったと今回、なっていましたけども、となると来年また1億ぐらい、1億2,000万ぐらい上がるんで4億ぐらいになるんですかね。その辺の計算はどのようになっていますか。

○中本正廣議長

能宗企画DX課長。

○能宗良明企画DX課長

はい。多分行政報告の際の数値に基づいて御質問を頂いたかと思います。令和6年度の年間チャージ額は2億6,800万円です。対前年比14%増ですので、約2,000万増なので、そんなに多くぼんぼんと上がっているわけではございません。で、実際に今のはチャージした金額になりますが、利用額で言いますと、昨年度6年度が年間3億6,360万円で、前年度比12%増です。一昨年度も含めて大体10%増できてますが、そのうちちょっと先ほど言いましたように、町民の人口も限られていますので、頭打ちになる時が来るのではないかというふうには想定しております。以上です。

○中本正廣議長

はい、笠井議員。

○笠井清孝議員

moricaの利用の業種というか、ランキングファイブぐらいまで分かれば、教えていただけたらと思います。

○中本正廣議長

能宗企画DX課長。

○能宗良明企画DX課長

はい。moricaの利用事業所、よく利用されている事業所のランキングという形でしたが、御質問を頂きました。令和6年度1年間のmoricaの利用については、スーパーとかホームセンター、ドラッグストアなどのチェーン店や、新公共交通システムもりカーを運行していただけてます交通事業者が上位を占めるというふうになっております。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

カードの利用とアプリの利用があると思うんですが、アプリの普及率というか、携帯でのアプリの普及率はどれぐらい今あるんでしょうか。

○中本正廣議長

能宗企画DX課長。

○能宗良明企画DX課長

moricaアプリの利用状況と比率について御質問頂きました。moricaアプリのダウンロード数は、最新のデータとして先月末、令和7年度8月末時点で、1,934件になっております。これには町外の方も含まれますので、町民の方の登録は1,513件となっており、町民に対する比率は29%となっております。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

町外の登録者数は、どれぐらいありますでしょうか。

○中本正廣議長

能宗企画D X課長。

○能宗良明企画D X課長

はい。町外の、先ほど言いました登録者数が421件になりますので、利用状況につきましては令和5年度の利用額が約200万円。令和6年度の利用額が約300万円という状況になっております。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

今の町外を今から伸ばしていきたいという話をこの間お聞きしたんですが、そうすると、今のアプリも含めていろいろと広報活動していくような活動が必要じゃないかなと思います。後また話をしようと思ったんですけど私は恐羅漢の方で随分働いてまして、そこはレンタルはmoricaのアプリは使っていないですよ。はい。それが使えるようになると多分相当金額的には伸びてくる可能性は高いというふうに考えてますので、その辺まで連携しながらできればというふうに考えております。では、契約ソフト会社と、その年間費用どれぐらいかかったのか教えていただければと思います。

○中本正廣議長

能宗企画D X課長。

○能宗良明企画D X課長

はい。契約ソフト会社と年間費用について御質問頂きました。地域通貨の運用に係る年間費用については、令和6年度の実績が743万1,873円となっております。その内訳ですが、地域通貨プラットフォームの利用料として379万2,633円。moricaアプリの利用料として191万4千円。D X共通基盤の運用保守料として172万5,240円となっております。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

今後の、そのソフト会社との契約があると思うんですけど、利便性についてちょっとお聞きしたいと思います。要は、ちょっと名前出したらいけないですけどある会社は、課金するのに、クレジット会社と紐づけたり、銀行と紐付けして、そこで課金ができるようにチャージができるようになってると思うんですけど、今、moricaの場合はそのようになってないですね。それについては今後、検討されてその辺のサービスを向上させるようなことは考えていらっしゃいますか。

○中本正廣議長

能宗企画D X課長。

○能宗良明企画D X課長

はい。今の地域通貨の利便性の向上ということで、確かに地域通貨プラットフォームの今の安芸太田町が利用しているプラットフォームでは、そういったオンラインというかネット上でのチャージができないような形になっておりまして、地域通貨プラットフォームの事業者には、そういう要望は毎年あげていっている状況になっております。ただ、実際に、安芸太田町独自として、銀行チャージとか、そういった機能をつけることは可能なんですけども、導入とか運

用、安芸太田町独自ですと、導入及び運用に係る費用が高額になりますので、ちょっと独自ですっていうのは、慎重に検討しているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

今その辺が改善されないとなかなか町外の人に利用してもらおうというのが難しいように私は今、考えておるんですけども、そこについてはやっぱりある程度予算が必要で、どれぐらいかかる難しい、現実難しいんでしょうか。

○中本正廣議長

能宗企画DX課長。

○能宗良明企画DX課長

はい。やっぱりその銀行のネットワークとか、クレジットカード、ネットワークに接続すると、利用するしないにかかわらず、年間数百万の予算がかかってきますので、ちょっとニーズがどのぐらいあるかを踏まえて年間、利用されなくてもかかるっていう運用費は、ちょっと非常に安芸太田町独自として予算をとるのでは、非常に厳しいのかなと思ってますが、ただ、利用するしないっていう方法ではなくもっと安価な方法ができないのかなというのも踏まえて、いろいろと調査研究は進めております。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

その辺ぜひとも安価でできる方法を模索していただいて、ぜひとも実現させていただければというふうに考えております。全体的に今後の方向性と特にmoricaをどのようにしていきたいかというのがあれば教えていただければというふうに思います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。moricaの制度について様々な観点から、御質問を頂きました。もちろんこれ、これからもしっかり使っていきたいと思っております。銀行クレジットによる入金なども実は我々としても何とかできないかなというのは考えておまして、やはり田舎のATMがどんどん閉鎖されていく中で、その地域内に住んでおられる方がどこでお金をおろすのかという話がやっぱり問題になりますので、例えばこのmoricaが一つの手段になれば、これを通じて送金していただくなどもできればですね大変いいなと思ってはいるんですが、さっきからの話があったように、システムのシステム開発だけではなくて、運用でそもそもかなり金がかかると。普通は大きな地域通貨というか、会社さんがやっておられるところは、たとえそういうお金がかかったとしても、利用者で割ると大したことないんですけど、本町の場合5千で割ると、結構なやっぱり金額になるんですね。それをしてまでそういうサービスをするのかどうかというのを実は悩んだりしているところでございまして、本町に合った形で、ですから例えば、これも議員がお話をされたように、本町だけではなくて、少し枠組みを拡大できれば、そういった問題も解消できるかもしれないし、同じようなサービスを関連する隣町なんかであわせて使えるということをもししたら今後は考えていかなければならないのかなと思いながら、この地域通貨のプラットフォームというか、制度仕組みそのものをですね、結構世の中には出ているようでございまして、うちはチャージしたときにポイントをつけるような仕組みになってますが、逆に使ったときにポイントがつくようなシステムもあったりして、そういういろんなシステムなり制度もあるものですから、なかなかこれ共通化も、これからだんだん難しくなってくるのかなと

かいろんなことを考えているところでございます。その上で、本町としては、順調に今、皆さんに使っていただいているので、引き続き利用拡大は図っていききたいと。一つはやっぱり経済的にもですねこれ拡大をしていきたいなというふうに思っております。これがやっぱり今の地域循環型社会の経済面での一つの大きな役割を果たしてくれるんじゃないかなと思っておりますので、利用店舗の増加もしたいと思っておりますし、また利用店舗さんも、これを使って、より売上げを伸ばしていただけるような工夫ですよね、例えば、商店独自のポイント制度をこのmoricaを使ってやっていただくような取組ですとか、も考えておりますし、また町外の利用者、町内の業者だけではやはり頭打ちになるという話がありましたが、町外の方々とmoricaを使っていただけるような仕組み、moricaを使っていただくと普通にお金を使うよりは、安くなるから、ぜひmoricaアプリでmoricaにチャージをした上で使っていただくような取組もしていきたいと思っておりますし、またもう一つ大きいのは、やはり行政の施策にいろいろこれから絡めていきたいということでございまして、既に健康づくりポイントなどは取り組ませていただいておりますが、引き続き、こういう取組を進めさせていただいて、行政施策に町民さんが、参加されるということを促していく方法としても使っていきたいと思っております。最後になりますが、moricaアプリそのものもですね、これから充実をさせていただいて、これからは町民にとってのポータルアプリですね、このアプリを見ていけば、例えば町の取組が分かったりとか、あるいは各種届出ができたりとか、さらに言うと、自分に関係がある情報というのは、逆にmoricaアプリを通じて、プッシュ通知機能として情報を受け取ることができるとか、そういった取組を進めながらですね、町民の利便性向上につなげていきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

いろいろと検討課題がありますけども、ぜひとも前向きに進んでいくようお願いをいたします。3点目の観光について質疑したいと思います。私ごとですが、観光に関する仕事を年間を通してしています。4年前より冬場は恐羅漢に住み込み、レンタルの主任として多くのお客様の対応、サービスの改善等をしてきました。昨年より外国人のお客が増え、特にアジアからの実習生の方が団体で来られるケースが増えています。また、昨年は前年よりも1万人増加の9万人が来られたようです。今後は外国人対応にも力を入れていく必要があると考えています。そして安芸太田町地域おこし協力隊退任後、三段峡の同業組合員になり、2年前に三段峡同業組合に活性委員会を設置して、今委員長をさせていただいてます。今年は、地域の方と共同により、交流館の裏の部屋に男女別の更衣室をつくらせていただきました。また、川の護岸を草刈りをして道をつくり、川遊びのスペースをつくらせていただきました。特に今年の夏は梅雨が早くあけたこともあり、6月より多くのお客様が来られています。その理由は、某ニュースが全国の250名対象に実施したアンケートで夏に行きたい広島県の穴場秘境ランキング1位になったこと、そして今年は特に若い方、カップルが多く、その理由が三段峡特集のTikTok動画が19万3千回の再生がされています。ネット、SNS等の影響がお客様増加に反映されているようです。しかし、三段峡の入り口の環境整備、インバウンド対応、外貨獲得、ビジターセンターなど多くの課題が存在するのも事実です。令和9年、オープンの新道の駅の来場者数とも大きく関係する今後の安芸太田町の観光資源の活用について質問をさせていただきます。1番、安芸太田町が考えておられる観光スポットと言われるところと集客人口が分かれば教えていただければと思います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、安芸太田町の観光資源についての御質問でございます。町内の観光スポットと集客人口についての御質問でございました。本町における主な観光スポットといたしまして、吉水園、温井ダム、筒賀のイチョウ、井仁の棚田、三段峡、深入山、そして恐羅漢などが挙げられます。広島県観光連盟による令和6年広島県観光客数の動向では、安芸太田町への総観光客数は63万9,783人で、前年比、102.3%、そのうち外国人観光客は4,935人で、前年度比152.8%でした。この中で、温井ダムが9万4,300人、三段峡が9万9,100人、深入山が6万2,300人、恐羅漢山が12万1,600人の観光客を受入れています。新型コロナウイルス感染症の終息により国内外とも観光需要が回復したこと、また継続的な円安により、訪日需要の高まりに加え、G7広島サミット開催効果で外国人観光客がより一層増加したこと、要因にあると考えておるところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

外貨獲得ということを考えると、ランキングはつけにくいと思いますが、大体の範囲で分かる範囲でどれぐらいのお金が動いているのか教えていただければと思います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。外貨の獲得金額でございます。統計上試算をしております。約900万円となっております。以上でございます。以前はバスで訪れる外国人観光客が多かったのですが、レンタカーを利用した方が増えている状況でございます。本町の観光の現状といたしまして、コロナ禍による行動制限から緩和後、徐々に観光客は増加し、また令和5年のG7広島サミットの影響もありまして、外国人観光客の増加は、本町にも影響があったと考えているところでございます。恐羅漢スキー場にも人工降雪機の導入により安定的な経営もあり、毎年増加している状況です。温井ダム周辺も事業者の参入やホテルの再稼働もあり、周遊コースに選ばれてるところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

三段峡の入場者数ですが日本人と外国人の数について分かる範囲で教えていただければと思います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、三段峡の入場者数の日本人と外国人でございます。三段峡への入場者数は、昨年9万9,100人で、その内訳として、国内観光客9万6,500人、国外観光客2,600人で行いました。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

外国人のほうですけども、国別というか、アジア系が多いのか、欧米が多いのか、その辺が分かれば教えていただければというふうに思います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。特にですね、そこについては具体的な調査を行っておりませんのでお答えすることができません。また機会ありましたら、お知らせをしたいというふうに思っています。以上です。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

三段峡の活性化について、何か具体的な案があれば教えていただければと思います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。三段峡の活性化ということで質問でございました。三段峡の活性化につきましては、町といたしましても幾つか課題を感じているところでございます。まず1点目、遊歩道の老朽化でございます。ある程度安全対策ができていなければ、お客様を安心してお迎えできないところですが現状は、近年の多発するゲリラ豪雨などの自然現象により遊歩道への落石でございしますが、倒木が頻繁に発生し、現在でも一部通行止めの箇所があり、完全復旧とはなっておりません。このことにつきまして、管理者である広島県は、歩道などの落石の危険性など斜面の状況を調査し、その結果をもとに、三段峡歩道危険箇所整備計画を作成し、その計画に基づき、今後、遊歩道、歩道整備などを施工するというふうに聞いているところでございます。また、遊歩道に限らず、三段峡の整備には財源の確保が必要であり、その点町からは、文化財特別名勝三段峡に係る具体的な保存管理計画を策定することによって、文化庁の予算を活用してはどうかと、県に打診をしているところですが、この点、広島県教育委員会の反応はあまり良いものではないでございます。これについて町としては、引き続き策定の要望をしていくとともに、策定に当たっては、連携を図っていきたいというふうに考えているところでございます。そのほかにも、これまでの三段峡の観光は、溪谷を散策することとして来客頂きましたが、森林セラピー基地として、平成25年に認定を受け、町ヘルスツーリズム協議会では、森林セラピスト、セラピーガイド及び里山ガイドを育成し、一步進んだ森林浴を提供しております。また、事業者においては、ビジターセンターを開設し、環境教育的な事業に着手したり、河川を利用してカヤックを行うなど、来客される方のメニューは広がりを見せています。先ほど議員も御指摘ありましたように、事業者等で構成する同業組合では、近年川遊びや水泳で訪れるお客様に対して、交流館の一部を更衣室に改修したため、昨年度よりも5割強、観光客が増えたとのことでございます。しかしながら、事業者単体で実施するイベントの情報などは、同業者内で共有されていないトラブルや苦情もあります。また、飲食などによる滞在時間や消費額も伸びていないのも課題であり、事業者内での今後の観光の在り方などの協議がないと難しいのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

ぜひとも県のほうとの協力体制をしっかりとっていただいて、予算化のほうもよろしく願いたいと思います。三段峡の入峡料というか入場料みたいなものは今後検討されてその可能性はどれくらいあるのでしょうか。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。三段峡の入場料についての御質問でございました。これまで西中国山地国定公園などの自然環境を保全し、持続可能な利用を推進するため、広島県において、利用者負担、入峡税の導入などにつきまして検討を進めていただくよう要望をしてきたところでございます。ですが、県内での宿泊税の導入が決定されたことに伴い、まずはその宿泊税について、市町への配分が適正に行われることや、市町に配分された宿泊税について一定程度自由度を確保していただきたい旨お願いをしているところでございます。こういったこの宿泊税などが三段峡を含め、町内観光に関して、ハードソフトといった垣根なく柔軟に活用できればと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

私もいろいろ聞いてまして宿泊税については、今後大変期待が持てると思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思います。地域商社の観光に対する具体的な動きについて分かれば教えてください。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。地域商社の観光に対する具体的な動きについての御質問でございます。地域商社あきおおたは令和3年11月に観光庁の観光地域づくり法人、地域DMOとして本登録され、観光による地域づくりを牽引する組織としての役割を踏まえ、本町の観光振興施策と連携して事業に取り組んでいます。地域DMOは地域の稼ぐ力を引き出す司令塔として、多様な関係者と協働しながら、観光地域づくりを実現する戦略を着実に実施するため、調整機能を備えた法人でございます。具体的にこれまでツアー造成でございますとか、関係事業者との連携事業を促進するためのクーポン券の配布、また情報発信事業として、観光パンフレットの作成など、事業を展開しております。地域DMOの地域商社あきおおたが宿泊施設や飲食店などの民間事業者と連携し、地方公共団体である町は、この取組に対し、交通政策や、観光教育などの支援を行うことで、旅行消費を拡大させ、観光による受益が広く地域に行き渡り、地域全体が活性化する仕組みを構築するよう取り組むことが必要となってくるところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

インバウンドの増加に向けての広島市、広島県の協働状況があれば教えていただければと思います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。インバウンドの増加に向けての広島市、広島県との協働状況でございます。オーバーツーリズムにより、一極集中型の観光はインバウンドのみならず、国内旅行者も有名観光地には入ることが、立ち入ることができず、今後、地方に分散されることが予測されます。そのため、一定の対応は必要であると認識しているところであり、広島市とは、広域都市圏観光振興部会、広島県とは、県観光連盟との連携を強化し、観光客への本町への誘導を進めているところでございます。また、インバウンド対策の一環として、今年度は地域資源である神楽を観光資源として、町外のお客さんも多く集まる大阪万博でPRしたところでございます。また、昨

年は海外のインフルエンサーに本町にお越し頂き、本町の魅力をSNSで発信していただく取組を行いました。引き続き広島市や広島県と連携をしながら、機会をとらえて本町の観光アピールに向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

最後になりますけども、観光資源の活用について、町長の思いと具体策があれば教えていただければと思います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて観光についてもよろしく御質問頂きました。改めて観光資源、影井議員の御質問の基幹産業というお言葉ありましたが、むしろ我々としてはですねこれからの町を支える基幹産業というのはどちらかというと、この観光業をやりますまずは考えていくべきじゃないかなというふうに思っているところでございます。ちなみに先日RESASの研修会ありました。本町における産業構造をちょっと調べていただくと分かると思います。1番が建設業でございまして、2番が卸小売業、3番が医療介護、4位が製造業ということで、観光業はもっと下のほうになるんですね。だから、今の現状でいうとそんなに大きいわけではないんですが、ただこの1番の建設業と3番の医療介護というのは、本町の場合はほぼほぼ公共事業、あるいはお金、税金をもとにする事業でございまして、これから成長するというのはなかなか難しいむしろ縮小する可能性が高い分野でございまして。また2番手の卸小売業は本町の場合はほぼほぼ町内の小売業さんが中心になっておりまして、こちら人口が多くなればなかなか成長というのは難しいということを見ると、この今の今現在、本町における産業の大きな部分を占めているところというのはなかなか成長するのが難しいと思っているところであります。そういった意味では、観光というのは、国の中でも、これからの成長産業、重要な成長分野の一つとして位置づけられておりますし、また、議員も御紹介頂きましたインバウンド需要もまだまだこれから増えていくと思っておりますので、成長、本町においても成長する分野の一つとして大変期待ができるのではないかと考えております。ただそこでやっぱり問われるのが、まさにインバウンドの方々も含めて、本町に来ていただいたときに、お金を落としてもらえような仕組みができてくるかどうか、受皿を用意できるかどうかというところでございまして、そこら辺をこれからしっかり町としても、今の地域商社などともしっかりと連携をしながらですね、作っていく必要があるというふうに思っております。ちなみに宮島は年間400万人の観光客が来られるというニュースになっておりました。本町のように、いわゆる公共交通インフラが整っていないところでは、それだけの人数を受けるのは無理ですし、また、オーバーツーリズムになる要因の一つにあると思うので、たくさんの人に来てもらうというよりは、少なくともしっかり町としてもアテンドができて、しかもその分お金を落としてもらえ。なおかつ、町の環境にも配慮していただけるようなそういう良い観光客さんをやっぱりつかんでいく必要もあるのではないかなというふうに思っているところでございまして、そういったことを考えながらですね、町も繰り返しになりますが商社あるいは町内の観光業、事業者さんとも連携しながら、取組を進めていきたいと思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

笠井議員。

○笠井清孝議員

以上今回質問させていただきました空き家、morica、観光資源についてさらに積極的に取り

組んで頂くことを切望し、私の一般質問は終わらせていただきます。

○中本正廣議長

以上で1番笠井清孝議員の質問を終わります。2時半まで休憩といたします。

休憩	午後 2時21分
再開	午後 2時30分

○中本正廣議長

引き続き一般質問を続けます。9番、小島俊二議員。

○小島俊二議員

9番小島です。ただいまから9月定例会の一般質問を行います。先ほど隣りの大江議員と話したんですが、珍しくちょっと今日あがとるんですよ。体調が悪いかもしれませんのでよろしくお願ひしたいと思います。質問の前に今朝は昨日カーブが、目の前で優勝されて、ちょっと機嫌が悪いのと、もう1点サンフレッチェがルヴァンカップのベスト4に入ることが決定しました。その辺は非常にうれしいニュースだったというふうに思っているところでございます。前も言いましたように広島はプロスポーツ、スポーツの盛んなところでございますので、町としてもぜひそういったスポーツに理解のある行政を進めてもらいたいと思うところでございます。よろしくお願ひします。それと質問の前に8月6日に広島平和記念式典においてちょっと感じたことがありますので述べさせていただきたいと思います。8月6日テレビで平和記念式典を見ておったんですが、その中広島県知事の挨拶、ネット等で話題になっておりましたが、知事はその中で、核抑止力について、核抑止力はいくまで頭の中で構成された概念または心理、つまりフィクションであり、万有引力の法則のような普遍の物理的心理ではないからです。さらに、国守りて山河なし、もし核による抑止が歴史が証明するようにいつか破られて核戦争になれば、人類も地球も再生不能な惨禍に見舞われますと、核抑止論の危うさについて語られました。県知事として、過去に例がないような踏み込んだ挨拶ではなかったかと思っております。個人的には核の問題と原発の核燃料の問題、非常に危惧しております、その辺はまた違う機会に譲りたいと思いますが、後ほどの答弁の中でももし県知事の挨拶について、当日町長も行っておられましたので、何か感じるようなことがあれば、御意見を頂きたいというふうに思います。それでは1点目、令和8年度予算編成に向けてということで、令和8年度の予算編成につきましては、毎年10月頃から編成作業に入り、次の12月定例議会の時期にはほぼ大枠の予算編成が確定しておりますので、来年度予算に向けて、表現を実現を望む事業について、9月定例会で事業の必要性についての町の見解を問い、実現に向けた見解を問いたいというふうに思います。まず1点目。これ6月定例議会でも質問したんですが、町内の防犯カメラの整備及び防犯カメラの設置補助金の創設についてでございます。現在、町内の防犯カメラは、6月の答弁で6か所に設置してあるということでございます。一つが加計スマートインターの入り口、それと津浪の消防屯所の横、それと加計郵便局前の交差点、加計山崎交差点、戸河内インター入口の交差点、それと筒賀猪股わかれの交差点、6か所に設置されておりますが、今後、この主要道路、6月の答弁でもありましたように主要道路とか主要結節点に、防犯カメラを設置する可能性もあると総務課長が答弁されておりますが、令和8年度予算に向けて、町のほうでこの防犯カメラの設置について、設置する予定があるかどうか、答弁を求めます。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。防犯カメラの設置についての御質問でございました。町内における防犯カメラの設置

について、町としては、主には町外からの不審者を対象に、主要道路交差点へのカメラの設置を進めているという考えで対応してきております。その設置については一定の区切りがついたものと受け止めております。しかし、地域の御要望等を踏まえながら、警察署と、設置場所等々の協議を行いまして、地区内設置への転換も検討していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

総務課長の答弁では、基本的には設置は終わったという答弁でございましたが、今言った6箇所というと、まだ安芸太田町の南部のほう、要は豊平に抜ける交差点であるとかそういった主要道路はまだまだ残っているという認識でございます。この前大阪であった殺人事件についても、防犯カメラの画像を追うことによって、犯人が早期に逮捕されたという事実もありますんでそんなに事件が多い地域ではないですが、非常に、事件だけでないいろんな状況の中で必要な機材だろうと思いますんで、再度、設置について要求します。以上です。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。御質問にありましたとおり、全てを網羅しとるというわけではないという認識もしておりますので、交通の要所要所についていま1度、確認をしながら、必要な場所については、設置に向けて検討してまいりたいと考えてます。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。安芸太田町の南部安野地区の交差点、それと北の松原あたりの交差点。そこらはやっぱり人が通過する観光も含めて多いところでございますんで、そこらの設置について、ぜひ実現するよう、強く望むものでございます。2点目。6月も聞いたんですが、町の設置が難しい地域があるとすれば、町内自治会のほうで独自に防犯カメラを設置するということもあります。そういった地域で防犯カメラを設置するところについて、町のほうで補助金の創設をどういうふうに考えてるか、そういうことを問わせてもらいます。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。自治会が設置される防犯カメラでございますが、都市部を中心に徐々に、こういった制度が拡大傾向にあるようでございまして、現に、防犯カメラに対する補助制度については、県内でも広島市、呉市、福山市、東広島市、廿日市市などが要綱を制定されておりますが、いずれも都市部の相対的に犯罪の発生件数が高いところと受け止めておるところでございます。6月議会でも御説明申し上げたとおり、自治会として防犯カメラを設置された場合には、当然カメラ自体の導入費用、それから維持管理費用及び画像を見るための周辺機器等が必要になるほか、警察署との協力連携、連絡窓口の選定、カメラ設置事業者による保守点検時の連絡調整等、人的にも相当な御負担が生じるものということから、慎重に考えていただく必要があるものと考えております。そもそも補助制度の創設につきましては、ニーズがあるか、あるいは行政として町民の行動を誘導したい場合に用意するものと考えておりますが、その点で、防犯カメラの設置は、町民の防犯意識の向上につながる可能性がある一方で、カメラ設置に伴うプライバシーの侵害や、予期せぬ、録画データの流出などトラブルが発生した場合の対応も検討してお

く必要があり、その点でも、難しい課題を抱えていると考えております。今後、ニーズの把握などをしながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。確かに総務課長言われるように地域の要望がないものまで設置する必要はありませんので、こちらのほうでもやっぱり関係地域のほうの自治会と調査をして、そういった要望があるかどうかいうのを、再度整理して要望してまいりたいというふうに思うところでございます。3点目、今言った防犯カメラにつきましては非常に結構高価な商品でございまして、設置にはいろんなハードルが高いものがありますが、県内各市町の補助状況を見てみると、1家庭1万円か2万円の補助で、防犯グッズ防犯カメラでありますとかセンサーライトであります、そういったような補助制度を設けているところございます。まず自宅のほうの防犯カメラの設置補助金1万円ないし2万円の軽微な補助金の創設について、その方向性を問いたいと思います。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。防犯対策用品の購入費補助制度の御提案でございました。この御提案については、行政として率先して取り組むべき課題かどうか、さらには費用対効果なども含めて、施策としての優先順位を見極めていきたいというふうに考えております。その上で、本町の置かれている状況を考えてみれば、個人宅の防犯機能を高めるためには、まずは玄関や窓の施錠を確実にを行うなどの基本的な防犯行動について啓発を進めるべきではないかと考えておるところでございます。警察署などとも連携をしながら、これらの取組を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

以前は当地域は家に鍵をかけずに、出歩くというような状況もたくさんあったと思いますが、今頃では相当の家が家に鍵をかけて、防犯意識が高くなってくるんじゃないかと思いますが、とにかく、大きな補助金小さな補助金ですから、そういった家庭用の防犯カメラ等については、令和8年度予算に少しとにかく計上してみると、というようなことをやってみる必要があると思いますので、その辺もう一度答弁お願いします。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。土曜日の新聞のほうにも、地域で取り組んでおられるといったような記事も出ておりましたので、そういった地域で防犯活動をどのように取り組んで頂けるかといったような御提案もしながら、地域の防犯意識の向上に資する取組を進めてまいりたいと思います。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。事業というのはまずやってみることも必要だろうと考えておりますので、理屈ばかり言いよってもなかなか事は進まんというふうに考えますので、ぜひ予算の実現を望むところでございます。2点目、これも6月議会を含めて過去2度質問した事項でございしますが、合併浄化槽を含む浄化槽の更新時の補助金制度の創設について、過去二度質問をしておりますが、過去

の答弁は、更新については国県の補助制度がないため、その制度創設を要望していくと答弁です。しかし、詳細は後程言いますが、町内の浄化槽の設置年度から考えると、耐用年数である30年を迎える浄化槽が今後増加していきますので、町の財政的観点からも早期の制度創設が必要だろうというふうに考えております。現在の安芸太田町の水洗化率は合併処理区で87.6%、集合処理区域で69.3%と、町が目標とする水洗化率を95%、集合処理区での85%、特に集合処理区については、集合処理区以外については、まだまだ水洗化が進んでないという状況でございます。建設課のほうで資料頂いたんですが、現在浄化槽約1,000基設置があるという状況でございます。約50%が今後10年間で耐用年数である30年を迎えるという状況になっております。ですから1度の更新は町の個人にとっても大きな負担になりますし、もし、補助制度を創設するようであれば、町の負担も大きな補助金になりますので、とにかくそういった更新時の補助制度について、町単独であっても創設をお願いしたいというのが私の望みでございます。その浄化槽の更新時の補助制度の創設について答弁を求めます。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。合併浄化処理槽の更新について、御質問頂きました。合併浄化槽につきましては、これまで汲み取りや単独浄化槽からの転換時には、補助対象がございました。約3分の1をそれぞれ国県町において補助をしておりました。また新築時に設置される際の補助対象事業費の3分の1を約3分の1を国残りの3分の2を町が負担して補助しておりました。更新にあたっての補助事業はありませんでした。しかし、多くの合併浄化槽が議員も言われるとおり、更新の時期をこれから迎えるということで、議員においてもそれぞれ御質問を頂いたところです。また時代的にも合併浄化槽は下水道事業までに移行するまでつなぎ的な考え方もございましたが、この変わりつつある中で、町といたしましても更新に当たって何らか補助ができないものかと国県へ補助の要望を行ってきました。国におきましては、今年度から一定の要件をもとに、既存の補助事業の中で更新について補助対象を追加されたところです。残念ながら県のほうにつきましては今のところ、この動きに連動していないため、引き続き事業創設のお願いを続けております。町といたしましては、新年度予算に向けまして、予算編成の中で対応を検討したいと考えているところです。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。国のほうで補助制度を創設について、いい返事があるというような答弁だったと思いますが、国の制度ができたならば、当然残りの残部分については起債もきくような可能性もありますので、ぜひ新年度でこの浄化槽の更新時の補助制度について創設を望むところでございます。それとあわせて、全部の更新について約100万程度かかるという業者の話なんですけど、今頃増えてるのが、浄化槽の修繕が増えてるんですよ、20万とか30万というような更新ではなく、一部修繕について、同僚議員の家も最近更新をするという話でございまして、そういった更新についての、全国調べたんですが補助金制度を持っておる自治体もございまして安芸太田町についても、その修繕の補助金についての見解を問います。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。浄化槽の修繕について、質問頂きました。修繕につきましては、国のほうでは、町のほうで長寿命化計画を策定すると、補助事業の対象になるということなんですけど、そうなります

と施設のほうを町の施設にしなければいけないということもございまして、ちょっと難しいところが今のところございます。県につきましては、今のところ補助制度はありません。ニーズも多いことから、この辺どういうふうに対応するかっていうのも今後検討していきたいと思っているところですが、今のところは国県とも補助がないので今のところは補助創設をちょっと見送っているところです。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

全国の例を出すと、修繕の補助金制度につきましては、2分の1とか3分の1とかいう補助制度でなしに、上限を15万に限った補助金制度にするとか、そういった工夫をされてる自治体もあるようですので、ぜひ30年が近づく浄化槽が558基あるんですよね。そうするとそれが全体の2分の1を超えますんで、そういったとにかく修繕が必要な浄化槽が増えてまいりますんで、少額、額は少なくともいいですから、その修繕の補助金の創設について検討をお願いしたいという再度答弁をお願いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はいこの合併浄化槽の件については、本当に議会でもたくさん御指摘を頂いているところもございまして、そういった意味では大きな課題だと思っております。更新については先ほどから説明があるように、少し状況が変わってきたということもありまして、改めて我々として町としてどういう対応するのかということを整理していきたいと思っております。修繕については残念ながらそういった国県の動きはないわけでございますが、議員からの御指摘も踏まえて少し勉強させていただければなというふうに思っております。ありがとうございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。浄化槽については修繕が多分相当増えてくるというふうに想定しておりますので、修繕の補助金の創設ほんの一部でも大丈夫だというふうに思いますんで、そのへんの創設について、ぜひ検討を望むところでございます。次に学校教育についてはちょっと後ほど質問させていただきたい。多分、いい答弁はないんで、後にさせてもらいたいと思います。高齢者のごみ出しの支援について、質問させていただきます。今朝ほど3番議員から、ゴミの枝葉の野焼きについて質問がありましたが、私も個人的にはビニールとかあいつたものを焼くのは論外だろうというふうに思いますが、農業で出た草とか木とかの焼却については、ある程度許容してもええんではないかというのは私の持論でございます。厳しい時代ですからそうもいかないんですが、その辺のことを、全国に先駆けて安芸太田町独自で野焼き条例とかいうのをつくったらどうかなと個人的には思っているところなんです、その辺をまた今後、議論していきたいというふうに思いますが、当面は野焼きはいけんという大原則に立ちまして、ひとり暮らしの老人が家の周りの草をとったりするんですが、それを捨てることができないというこの前相談がありまして結構な量をとるんだそうですよ。そうすると、ごみとして出すのはなかなか負担があるんで、年1回ごみの一斉清掃があります。そのときには加計支所なんか部で置いとけば取りに来てもらえます。そういった制度を制度化して、草なんかについても、時期を決めて、一定の量があって、そろったものであれば、日にちを決めて収集に町のほうが出るというような、制度の改正は無理かどうか質問するものでございます。

○中本正廣議長

森脇衛生対策室長。

○森脇泰衛生対策室長

はい。今のひとり暮らしのお年寄りの方の、ごみ、草を刈ったときなんかのごみを一斉清掃と同じように回収できないかという御質問頂いたわけですが、ひとり暮らしの方がどの程度の量のものを手で取られるのかということはあるとは思いますが、基本的には宮本議員さんへの答弁でもお答えしましたけれども、少量であれば今現在燃えるごみの袋に入れていただいで出していただくことができる。あるいは大量になった場合の処分をどうするのかというのが一つあるんですけども、極端な話を言うと、大きな袋指定袋でなくて大きい袋に入れていただいで、例えば粗大ごみで出していただくという方法も一つはあるかと思います。ただ、1か所にそれが何十個も積もったときには収集そのものが対応できないこともありますんで、そうした場合にどうするかいうところはあるんですけども、ただ公共施設等をボランティアでやっていただいたものをまた、町のほうで回収というのは一つあるかと思うんですが、個人さんのものを、町のほうで回収というのはなかなか、どこまでをやればいいのかという範囲の想定もありますし、現時点でできますやりますということははっきりとはちょっと言いにくいところはあろうかと思えます。ただ今後今回、ごみ出し支援なんかの事業も実証事業として始まりまして、今後そういった要望等ですね状況はどうなってくるのかということもありますがそれを見ながら、その辺りは対応を検討していければ良いなと考えております。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、草等の集めたごみの収集については、ちょっと私のほうももう少し詳細に内容を調査して、また、要求する要望するものがあれば質問したいと思えますんで、よろしくお願ひしたいと思えます。それとこの問題を話し合いをしてときに今年の事業で、安野の空谷地区であるとか坂原それと東区あたりで、高齢者のごみ出し支援という事業を町で取り組んでおられます。なかなか自分では捨てに行けない個人が増えているので、非常に的を得た事業ではないかというふうに思っているところでございます。しかしそれが空谷とか東区、坂原だけの田舎いうか、周辺部だけではなく、もう市中の中心部でもごみを捨てに行けない高齢者が出てきております。そういったことでちょっと調べたんですが、廿日市とか坂町とかいうような市町で県内でも、思いやり収集とか銘打って、一定の要件、要介護の人であるとか要支援の人、そういった支援の人については、行政のほうが無料でごみの収集を行いますよという制度を始めておる市町がございます。山口県のほうでは75歳以上もう誰でもいいですよというような制度にしておるところもございましたが、そこまでは無理ですが、まずは要支援要介護の認定を受けてる高齢者について、そういった制度の創設について、町の見解を問います。

○中本正廣議長

森脇衛生対策室長。

○森脇泰衛生対策室長

はい。今年度実施しておりますごみ出し支援に関しましては、御存じのとおり高齢者対策というよりは集落対策の一環ということで、進めさせていただいてます。ただこれが今年度行った上で、今後またさらに横展開、最終的には全町に広げていった場合には今度は集落対策というよりは高齢者対策のほうに移行していくのかなとは考えております。そうした中で私も以前令和3年度ぐらいのところで、少し他市町の状況とかを聞いたりも、高齢者対策としての高齢者ごみ出し支援のことをちょっと事業化を考えたことがありまして、衛生対策室のほうで、そのときに、高齢者ごめんなさい、老人施設関係の方とか社協の関係の方へアンケートをとらせていただいで、そんな中で何らかの行政の支援がごみ出しに対して必要だという回答頂いた

のが6割ぐらいの方から回答は頂いております。なおかつ最近の県内あるいは県外の事例をちょっと調べさせていただいたときに、その高齢者のごみ出し支援の利用率、無料のところ有料のところっていうのはあるんですけども、調べたときには大体平均で全世帯数に対して0.4%ぐらいの利用率というのがちょっと分かったことがあります。そうしたときに安芸太田町3,000世帯いうものを大まかに掛け算したときに、約12件の利用が見込まれるのかなというのが、この事業を始める前にちょっと少し計算したことがあります。実際にこれを全町に広げたときに、この12件でおさまるかどうかなというのは非常に微妙なところではあるんですけども、そうした中で、この1年、今年度行った上で、また今後どのようにするかというのはまた検討課題となるかなと思っております。ただ、高齢者の方あるいは要支援要介護の方というのは、ある程度人数おられますんで、そういったところも視野に入れながら、検討していければと考えております。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい今室長言われましたように、室長さんから資料をもらって廿日市、坂町、尾道なんかもらって、それぞれ要支援要介護の人を対象にした支援なんですけど、利用率を言うと0.何%言われるように、そんなに多くはございません。それが多くないということは町としてもそれほど大きな財政負担にはならないので、ぜひ大変お年寄りからは喜ばれる事業ではないかと思えますんで、ぜひごみ出し支援の制度化について、町のほうで新年度に向けて検討頂きたいということでございます。以上でございます。次に町内の河川の環境改善について、質問させていただきます。まずは、滝山川の右岸側といえいいんでしょうか中学校側の平地といいますか、今すごい木が生えて、見る影はないんですが、右岸側は町が、旧加計町時代に河川占用を太田川、河川、国土交通省から河川占用をして管理を請け負っておるという経過があるかと思えます。以前のふるさとの川整備事業というんですか、要はあちら側を町が管理して反対側を国のほうが管理するということで、だいぶ整備されたんですが、余り町民が使わなくなったんで今草が繁茂してほんまジャングルのような状況になっております。そういったことを河川占用をしておるのであれば、町が木を切ったり、毎年とは言わんですが、少し樹木が相当育ち過ぎておりますんで、その辺の樹木を切るとかいう管理について、町の見解を問います。

○中本正廣議長

児玉加計支所長。

○児玉裕子加計支所長

はい。加計支所からは樹木の伐採というよりも、先ほど議員さんのおっしゃったことの復唱になるかもしれませんが、滝山川ふるさとの川事業についてと現状についてお答えしたいと思っております。加計中学校前の滝山川は、ふるさとの川整備事業で平成14年度に国土交通省太田川河川事務所において施工していただいております。右岸側は町が多目的広場として河川占用の手続をして許可を受けているところでございます。その上で広場の利用については、当時、地元の自治会、加計小中学校、漁協、ホタルを守る会、それから女性会、観光協会、鮎友釣り会などといった団体に、国や町で構成する関係者で滝山川ふるさと水辺の会というものがございました。そういった会で協議検討等を行っていたところで、実際にはこの広場については自治会さんのほうが、とんどとか、そういったことを使われていたということで、あのあたりで草刈り等、当時はされていたという現状がございます。それで、一時期はそういったことで盛んに御利用頂いていたいた広場なんですけれども、時代の経過とともに利活用が減ってまいりまして、現状先ほど申し上げました滝山川ふるさと水辺の会も実態がなく、これ以上の利活用が、管理といったことが難しいという現状がございます。以上です。

○中本正廣議長
小島議員。

○小島俊二議員

はい、そういった過去の経緯については承知しました。それで町が河川占用していることは町のほうに管理責任が生じてまいりますんで、もし、町が伐採とかできないのであれば、その河川占用をもう国に返して、国の管理のほうに移行するということはできますか。それとも、する気があるか、それが可能かどうか問います。

○中本正廣議長

児玉加計支所長。

○児玉裕子加計支所長

先ほどの多目的広場についてはやはり今後も難しいという状況が考えられますので、御指摘のとおり、今後は占用の廃止ということも視野に入れて、関係者で協議を行って検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

地元自治会もここも五、六年以上はもうあっこを使用していないのが実態でございますんで、今年度、早急に議会終わってからでも結構ですから、国土交通省のほうへその河川占用の返上について申出をしていただきたいと。それであわせて、国土交通省のほうに、木の伐採であるとか、そういった環境整備について要望を上げていただくということをしていただきたいと思います。最近国道走ってみると国土交通省もそうですし、県も道路あたりの法面の木を結構切りよるような状況を見させてもらいます。非常にええことなんで、とにかく国のほうにも県のほうにも、河川環境の整備という意味で、太田川の横の方の河川、横の木があるじゃないですか、土手に。ああいったところも放っておくと、災害になる可能性がありますんで、その辺の太田川沿いの木の伐採について、どういうふうな状況であるか、建設課長の方で何か方向性があればお願いします。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、河川内河川側の道路路肩から生えた木についてですけど、こちらのほうは町内太田川沿いの国道、主に県の道路管理になってございます。道路の見通しが悪い場合につきまして、通行の安全に影響がある場合には道路管理者において樹木等の除去を行う場合がございますが、これはあくまで風景の確保や災害拡大につながると観点から、事前の伐採を行っているのが現状となっております。町独自の取組との御提案ですけど、一般論としてこうした維持管理については、管理責任を明確にしないまま、町が単独で進めますと、かえって県予算が削られるということもなりかねないことも危惧されるところです。ということでお申出につきましては引き続き、道路管理者であります県のほうへ撤去の依頼をしていきたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はいこの太田川の道路沿いというか河川沿いというか大きな木が相当育ってきてます。これはもし仮に大水が出たらもう災害の危険性が非常に高まってくるんじゃないかと思っておりますんで、吉和郷ダムのこともありますし、もう少し国土交通省河川事務所のほうへ要望いうかを積極的に

あげていく必要があるんじゃないかというふうに思います。とにかく言うてみると、言わんこう話をしよったんじゃないか何もないと思いますので、今日昼に議員で話しよったんですが、議長も昔若い頃、補助金か何かの要望行って、絶対駄目じゃ言われたけど行ってみたら、いいことになったというような話もありましたし、私も昔菅田課長と病院の補助金もらいに行ったことがあって、町長も副町長も絶対出ないって言ったんですが、2人でねばり強く交渉しよったら出たことがありましたよね。そういったところに行ってみんと話も何も始まりませんので、とにかく国土交通省に粘り強くその河川沿いの木の伐採について、自分事として河川環境の整備をするんだというようなことを、とにかく町も本気なんだよということを相手に示した中で、少しはこちらも財源を出すからという話をしていただきたいというふうに思うところでございます。3点目に町管理河川の草刈りについてちょっと質問してみたいと思います。以前上手課長のところで海岸漂着物の対策ということで、筒賀の三谷川、田吹川、安野の三谷川について河川の木や草を除去したことがあるんですが、すぐ2、3年ですぐ生えて、なかなかいいことにならんという話になったんですが、今すごい状況なんですよ。それはもう、海岸漂着物という事業では無理なんですが、建設課の事業として町として、もう一般道については町が草刈りをしますが河川は全く町はする気はありません今のところ。そういった一般道、道路と同じ考え方で河川のほうもやはり、住宅に近い箇所については、町も少しは管理をする必要があると思いますので、その辺の見解を聞きます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて河川のほうの管理、草木の伐採ということで御指摘頂きました。その前に今の県道の話頂きました。本当に昔はですななかなか道路わきの木を切るあるいは、何ていうんでしょうか、舗装していただくなかなか言っても分からない状況があったと思うんですが、そうは言いながらも確かに最近、そうは言いながらも予算の範囲内ではありますが、少しは動いていただいているのかなあという感じはしております。道路の舗装もそういった意味では、とりわけ、本町の北のほうではありますが、進めていただいておりますし、また松原からおりてくる何ていうんでしょうか、梶ノ木の上がり口のほうの木もですね、いろいろずっと言いながら最後は一応枝木をかなりきれいに切っていただいたという経過もありました。そういった意味ではですねやはり言わずに悩むよりは、こういったことは早めとにかく申出をしていかなければならないと思っておりますので、引き続き、頑張っていきたいと思っておりますし、建設課も含めて一生懸命やっておりますのでございます。その上で町管理河川の管理について大変頭の痛い課題を御指摘を頂きました。現在町の管理河川については、県のほうがですね、河川内の堆積土砂等除去計画というのを作られてその基準に従って対応されております。町としてもそれを準用して対応してるところでございまして、中身は、草が繁茂したら取るとかいうわけではなくて、あくまでも、安全管理上堆積する土砂がですね、河川流下能力を阻害しない要は大雨が流れてもですねきちんと水が通るように、そういった意味では、河川断面の30%を超えた場合、土砂を撤去するという基準を作っておられまして、それを町としても、準用させていただいているところでございます。草木の除去もそういったときに合わせて刈るということが、現状対応できることなのかなというところなんです、具体的にそういった、そこまで堆積してる土砂が河川がないということもあってですね、現実にはなかなか河川内の除去、まだ町としてしっかりやっていると状況ではございません。ただ一応事実関係だけ申し上げさせていただくと、確かに海岸漂流物対策事業ということで、町管理河川の草木の撤去を行いました、あれは大体ですね、延長300メートル程度の範囲を平均すると600から700万円の規模で実施させていただいております、ざっくり言うと、メーター当たり2万円、事業するのにお金がかかる

と。他方で町道の草刈り、これも場所によってももちろん違うんですが、ざっくり本当に平均で申し上げますと、メーター当たり300円ということでございまして、端的に言うとも60倍以上の費用がかかるというのが現実でございます。その上で、町管理河川もたくさんありまして、砂防河川というある程度大きな川でもですね町内77本、小さなものと本当含めれば無数に存在しておりますので、我々としてもお金があればやりたいのはやまやまでございますけれども、やはり、生活に直接影響するか否かを考えた場合にはですね、町道の草刈りとはやはり優先順位が大きく異なるというふうに判断をしております。そういった意味では、大変残念ではございますが、先ほど申し上げました河川内の堆積土砂等除去計画の基準に基づいてですね、河川については管理をさせていただきたいと思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。県の基準については存じ上げておりますが、西宗川等についてもなかなか対象になるところがないというのが現実でございまして、実際の事業をするところは西宗川でもこの1箇所あったという程度ぐらいだろうと思いますんで、その辺のところも町の人家がある近くの川については、ぜひ町のほうで、3年1度、4年に1度で大丈夫ですから、その辺の除去についても検討頂きたいというふうに思うところでございます。以前とったときに非常にきれいになって、あれから、運悪く水が出てないんですよ全くあれからね、どけてから海岸漂流物。あれが水が出ればまた変わってくると思いますんで、ぜひ安芸太田町の自然環境を草が生えても自然じゃいえばそれまでなんですが、自然回帰を守る意味で、川には水が流れよって、山には木々があつてというような本当の意味のきれいな自然を残す意味で町のほうの取組を強く望むところでございます。最後に教育子育て支援に係る新規事業についてでございますが、平成5年、6年と、10人を切る出生者数となっておると思いますが、もう5、6年すると、小学校に入学する子どもたちが毎年10人を切るというような状況になってきて、非常にもう町存続の危機的状況ではないかというふうに思います。それで金曜日の議会冒頭に、町の財政状況というか、なんとか指標の説明を受けたんですが、経常収支比率が97%余り、それと実質公債費比率が13%余りで、県内ほかの町村市町でいけば8%ぐらいが平均で安芸太田町は結構高いレベルにあると。令和6年度決算を見ても、繰越額が、例年に比べて断トツに低い3千万余り。基金に積み立てるお金は1,900万余りと財政的にも非常に危機的な状況ではないかというふうに思いますんで、とにかく出生数、それと財政についても、何かこう非常事態宣言でも出して取り組んでいく必要があらうかと思いますんで、新年度において町長考える子育て支援で新規事業があれば、答弁頂きたいし、今の非常事態宣言、今の危機的な状況にある安芸太田町の状況について、一言答弁をお願いします。

○中本正廣議長

大野教育長。

○大野正人教育長

子育て支援に関する新規事業ということでございますけれども、町の独自ということではございませんけれども、令和7年度に子ども子育て支援法に基づく地域子ども子育て支援事業として制度化し、令和8年4月から、子ども子育て支援法に基づく新たな給付として、全国、失礼いたしました、令和7年4月から子ども子育て支援法に基づく、ごめんなさい、いいですね、令和8年4月から子ども子育て支援法に基づく新たな給付として、全国の自治体においてこども誰でも通園制度が実施されることとなります。これは生後6か月から3歳未満の乳児で全ての子どもたちの育ちを支援することを目的に、保護者の就労の如何にかかわらず、月一定時間において保育所、こども園等に通園できるものです。というようなものが新しい事業になるところでござ

います。町として新しい事業は考えておりません。危機的な状況ということでございます。本当に危機的な状況でございまして学校の統廃合、これまでも進めてきておられたわけでございますけれども、今も学校ということだけでは考えていくことができません。就学前そして放課後支援も含めてですね、しっかりとですね、現状を踏まえながら、考えていく必要があろうというふうに教育委員会としても考えております。新しい新規の事業としては立ち上げておりませんけれども、じっくりとですね、住民の方のお声も聞きながらですね、前にですね、このことを進めていきたいと、しっかりと研究も踏まえてですね、やっていきたいというふうに考えております。また議員の皆様のもので、御協力をよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、年々子どもが減ってきておりますので、子どもに使う予算の総額は、当然ながら減ってきます。子ども1人当たりの教育費が減ってくることが大体必要でございますので、子どもが少ないからこそ、昔のある程度子どもがおったときの予算額を確保して子育て支援、教育に重点的に主力を投じていただきたい。とにかく思い切ったことをしないともう安芸太田町残る術はないというふうに思いますので、町長教育長の大胆な発想での取組を期待するところでございます。時間が迫ってまいりました最後に、ふるさと納税の推進について。これにつきましては、安芸太田町で企業誘致をしたり、いろんな意味で財源確保という施策がありますが、なかなか企業誘致をしたり、いろんな税金をやっても、収入が減ってくれば交付税が減らされますよね。そういった関係がありますが、ふるさと納税についてはその交付税とは一切関係ありません。そういった意味で、ふるさと納税の推進が安芸太田町の財政を救う唯一の手段だろうというふうに思いますので、町をあげてこのふるさと納税の推進について取り組んでもらいたいという意味で質問をさせていただきたいと思います。もう時間がないので。令和5年と6年度ふるさと納税を活用した事業内容について、ベスト3ぐらいをあげていただきたいのと、寄付者が望むふるさと納税の使い方について、ベスト3ぐらいをあげていただきたいのを税務課長よろしくお願いします。

○中本正廣議長

沖野税務住民課長。

○沖野貴宣税務住民課長

はい。ふるさと納税の使い道につきましては、これまで八つの分野から寄附者の皆様にお選び頂いておりましたが、令和7年1月より12分野へと拡充いたしました。使い道だったですね。はい。本町ではおよそ、半分の方が町長に任せるを選択していただいております。令和5年度におけるふるさと納税の活用状況については、まず小学校中学校の備品購入や、学校設備、プール修繕などの教育振興に約5,600万円を充て、道の駅再整備事業などの観光振興には約1,000万円を投入いたしました。また、加計高校には945万円、保育所こども園や児童センターの運営など、子育て支援には388万円。深入山草原再生事業などの自然環境保全には248万円を活用しております。令和6年度についてはまず教育振興として、小学校中学校及び調理場の備品購入や学校設備の修繕に2,587万円を充てました。観光振興では、深入山山焼き誘客事業や観光団体育成事業などに730万円を投入しております。また、子育て支援では、子ども子育て支援事業や乳幼児等医療機関通院助成などに572万円を活用しました。さらに、安芸太田町神楽協議会などによる、文化伝統の振興には193万円を活用しております。活用状況でいいですかね。(いいです。) はい。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい今課長が答弁されましたように寄附者の希望としては町長に任せますよが約5割、子育て教育がやっぱり30%から35%、自然環境が10%ぐらいが大体の平均でございます。そういった意味で今後はそのふるさと納税の使い道のことが寄附者の割と関心を引いてくるんじゃないかというふうに思いますんで、少し対象を絞って、今10に増やされたと言いましたが、それいいんですが、そのとおりなかなか使えないんじゃないかと思えますんで、加計高校やろうと思って新しい事業の中に、寄付者は加計高校を希望してるけど、違う事業に使ったりということで、嘘をついたような形になってしまう可能性がありますんで、少し目的については絞ってみたらどうかというふうに思います。それは希望です。最後の質問ですがふるさと納税のお礼品について、過去の主要施策の調書をちょっと見させていただいたんですが、平成27年度ぐらいから本気で始めたんですが、今のお礼品とほぼ変わってない状況でございます、新規のお礼品の開発が少し遅れてるんじゃないかというふうに思います。平成27年度のトップが、殿賀にありましたハムソーセージが断トツでございました。そのあとがよしおさんのたい焼きというような状況でございますが、それに今三国屋さんが入ってきてトップを独占しておりますが、平成27年28年度あたりからその状況は変わってないということで、新たな新規のお礼品がないという状況でございますが、その取組状況について答弁を頂きたい。以前人気のあったメーベルヒナナのままごとキッチンについても、ちょっと富士山行きたいということで、長野へ行きたいんか、いうことで撤退されたような状況ありますがその辺の状況について簡単をお願いします。

○中本正廣議長

沖野税務住民課長。

○沖野貴宣税務住民課長

はい。お答えします。令和6年度につきましては、あきおおたの輪による宿泊券やコーヒー豆、また、安芸太田国際音楽実行委員会による音楽祭のチケットなどを新たに追加しました。続いて令和7年度は、町の魅力を活かしてウォーキング大会の参加チケット、山のスープ、さらに地域の特産である祇園坊柿を使ったプリンやまんじゅうを新規に加えてきました。ブルーベリーの話も進んでいます。また最近では、移住者の方が筒賀で古民家をリノベーションし、燻製工房&古民家カフェレストランの開業に向けて、準備を進めておられます。こうした方々にも参画を呼びかけ、お肉やお魚の燻製を返礼として返礼品として加えていただけるよう働きかけてまいります。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい今申されましたように、新たなお礼品でふるさと納税を増やすというのが、安芸太田町の歳入を増やす唯一の方法だろうと私は思うんですね。そういった意味でついとる必要はないですが職員さんが、英知を結集して、新たなお礼品の創設を希望するところでございます。それで一つ提案なんです、そういった事業者の方々を募集するにあたって、奨励金制度とみたいなものを創設したらどうかと思います。新たなハムソーセージをつくる事業者があらわれたときに、その事業者に対して、売れたハムの売上げの30%を奨励金としてあげるとか、そういった当初であればやっぱり一定額の奨励金をがんばるビジネスみたいな感じで奨励するとか、そういった制度創設について税務課長の考え方を問います。

○中本正廣議長

沖野税務住民課長。

○沖野貴宣税務住民課長

はい。お答えします。ふるさと納税につきましては、寄附金額に対する募集経費の割合を5割以下とすることや、返礼品を3割以下とすることなど、国において厳格な基準が設けられているところでございます。他の自治体では、寄附金を活用して事業者の方へ奨励金を交付した結果、制度の趣旨との関係で、返礼割合3割を超えるものと判断され、指定取消しとなった事例もでございます。本町におきましては、国の基準の範囲内でできる限り魅力を高められるよう、ぎりぎりの運用を行っているところであり、現時点で、御指摘のような奨励金制度を設けることは難しい状況ですが、事業者の新商品開発や商品力向上につながるよう寄附者のニーズについて積極的に情報提供し、引き続き支援してまいりたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。今私の言った奨励金というのはふるさと納税の経費と該当するかどうかというのは少し疑問なところがあるというふうに考えますんで、またその辺は総務省とよう協議する中で、そういった奨励金が5割を超えなければいいわけですから、とにかく新しいお礼品を開発することが、安芸太田町の歳入確保にとって1番のメリットであるということ肝に銘じて、令和8年度に向けた、今年度は前年度2億5千万あまりいきましたんで、今年は多分3億の目標にされとるというように思いますんでその実現と、魚介類が多い市町は別にしても、大した言うちゃあいいんですけどがお米を中心にして40億余りあげとるような自治体もありますんで、少し工夫すれば、御礼品というのは、爆発的に伸びる可能性がありますんで、その辺の取組を望むところでございます。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○中本正廣議長

以上で小島俊二議員の一般質問を終わります。しばらく休憩いたします。3時35分まで休憩いたします。

休憩	午後3時28分
再開	午後3時35分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。8番大江昭典議員。

○大江昭典議員

8番大江昭典でございます。この場に立たせていただいて、7回目になりますが、本日も相変わらず緊張しております。が、本日最後の一般質問です。頑張ってまいります。それでは、質問も多いことから、早速ではございますが、通告書に従い、一問一答にて大枠4事項について質問に入ります。まず、防災、減災について、町長に伺います。本町において今年度人的被害を伴う大きな自然災害は発生していないと認知しておりますが、近年、地球温暖化と気候変動からの気温の高温化、また関連して、ゲリラ豪雨と言われる局地的大雨、さらに、带状に連なる線状降水帯は、水害、土砂災害として全国各地にて甚大な被害を及ぼしていますが、そんな中でも、いつ起こるか予測つかない巨大地震、南海トラフ地震の恐怖心も拭えません。この1年幾度となく質問、提言してきましたが、各種災害が発生したとき、広大な本町においては、孤立箇所の多発が予測される中で、防災、減災の基本とも言える自助、共助、協働のうち、自助、共助に対する行政の率先的な支援、指導、助言を含む取組の現状について伺います。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい、まず自助の部分でございますが、地域の防災力ということで答弁させていただきます。地域の防災力強化につきましては、過去には自主防災組織の設置等を促してきたこともございますが、本町においては、自治会の規模も小さく、自主防災機能をつくっても、その顔ぶれは、自治会役員と変わらない地域も多いことから、令和4年度からは、実質の防災力を高めるという観点から、自治会単位の防災情報交換会を順次実施してきておるところでございます。これまで54自治会に伺っているところであり、コロナ禍以降、避難訓練を再開される自治体もございまして、徐々にではありますが、住民の防災意識は高まりつつあるものと受け止めておるところでございます。その上で、発災後、行政等の支援の取組が地域に届くまでの間は、地域の自助、共助の力に頼らなければならないということで、防災意識の向上のみならず、自治会単位での備蓄資機材を整備、調達していただくことも必要と考えておるところでございます。このことから、平常時から防災体制を構築していただくことを目的として、令和4年度に補助制度を創設し、これまで6自治会にそれぞれ50万円を限度に備蓄資器材等の調達に補助金を交付したところでございます。実際の例といたしましては、発電機や照明、車椅子、固形燃料、それから屋外放送設備等を整備されており、自治会の中には、年1回ではありますが、継続して避難訓練を実施されているところもございます。未実施の自治会等につきましては、訓練をあわせて実施していただくように働きかけを行っているところでございます。なお、本定例会の補正予算におきましても、七つの自治会等が行う備蓄資器材に対する補助金を計上させていただいております。備蓄資器材の整備を行うとともに、それらを使用した防災訓練の継続的な実施を働きかけるとともに、地域タイムラインなどの作成など、防災学習の推進もあわせて働きかけてまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい。取組状況を伺いました。災害発生時まずは自助、自分の命は自分で守る、それには自分の身を守るための地域と日頃からの備えが重要です。災害が大きいほど、直後の公的な救援活動は期待できないかもしれない、からの共助。その地域の人たちが手を取り合って応急活動をしなないといけないかもしれません。いずれにしても、地域の方々、または来町されている観光客を1人でも多く救えるかどうか。今後も先を見据えた安芸太田町のあらゆる将来を想像、想定した町行政の率先した支援指導を含む取組を期待して、次の質問に入ります。消防力、団について、町長に伺います。まずもって、安芸太田町消防団の災害時の機動力、日々の献身的活動に敬意を表します。さて、消防行政に40年間携わってきた私は、消防力という点で、遠隔地になるほど、消防団活動の重要性を強く感じております。その中で、機動力に直結する事項として、まず消防団の現在の車両、また個人における装備品について伺います。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。消防団員、消防団の装備の関係の御質問頂きました。消防力を維持し高めていくために、団員の確保は引き続き注力してまいるところでございますが、これに加えて、装備品でございます。今後は、ジェットシューター等の消火用資器材の充実のほか、団員が安全な活動を担保するために、保護眼鏡、いわゆる保護ゴーグルですとか、耐切創手袋といった装備品の整備が必要になってくると考えております。さらに、消防活動を支える消防車両につきましても、計画的に更新する必要がございまして、国の補助制度等を有効に活用しながら、順次対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○中本正廣議長
大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい、装備品を聞きました。まずは安全確保として、靴、手袋、ヘルメット、防じん眼鏡、これが基本になると思います。特に手袋は防じん、刃に強い防じん手袋が必要になってくると思います。特に、大規模災害、多発性災害においては、消防力として、地域に根差す消防団の存在は大きい。遠隔地にある広大な本町の面積を考えると、消防団が災害現場に先着する可能性も大きい。そんな中で、助ける側、援助する側の負傷等は本来、助かる人が助かるかどうか直結します。これはどちらも町の損失ととらえても過言ではないと考えます。そういった意味でも、崇高な使命感と、献身的な活動を行う隊員の生命身体を守るべき装備品は、しっかり整えていただきたいと私は考えますが、町長はどうですか。

○中本正廣議長
橋本町長。

○橋本博明町長

はい。御指摘のとおり、本町の消防、消防力、重要な担い手であります消防団については、その活動についてもですねしっかりと安心して活動していただけるような環境を整えていくというのは大変重要な取組だと思っております。今も総務課長の方が話をしました。今後の資器材の整備でいいますと、保護ゴーグルや耐切創手袋といった安全性を確保する装備というのはやはり、充実していく必要があると思っておりますので、順次対応していきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長
大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい。ぜひ安全のために期待しております。では次の項目、人材育成について入ります。職員の育成について。よりよい住民サービスの充実を目指すべく、組織力を十分に発揮するためには、職員一人一人が財産であるという観点からの育成教育、指導、助言の現状について、各部門特有の分野もありますので、部門別に伺います。町長には最後に総括的所感を求めることにします。まずは、上級行政から赴任され、住民に1番近い町行政に携わっていただいている町副町長に、副町長に所感を含め、伺います。

○中本正廣議長
木村副町長。

○木村富美副町長

部門別ということでもございましたけれども、職員の育成に対する私の所感ということで、お答えをさせていただこうと思います。私は昨年7月に副町長に就任をいたしまして、今ちょうど1年ちょっとが経過したところでございます。これまでを振り返っての所感ということで申し上げます。本庁支所を含めまして、総じて仕事に献身的な姿勢で臨んでいる職員が多いというふうに感じております。一方で、そうした中で、あえて、課題を挙げるとすれば、前例踏襲、あるいは横並び、そういった意識が少なからず残っている面があるのかなというふうに感じております。とりわけ、予測不能な時代にありまして、県内で最も小さい町の組織が、様々な行政課題に的確に対応していくためには、固定観念にとらわれない、柔軟な発想と、失敗を恐れずに新しいことに前向きに挑戦する、こういった姿勢が求められると思っております。また、予想外の事態や変化というのは必ずあるもので、こういったことに対して臨機応変に対応できる力を身につけていくことも必要であるというふうに考えております。こうしたことから、まだ1年と少しではございますけれども、私としてはこれまで、組織運営に関して大きく三つの

ことを意識をしてまいりました。まずその一つ目でございますが、発想の柔軟性を高めるということでございます。そのためには、課題に対して組織の枠を超えて、政策横断的な視点で物事を考えていく必要がございますので、昨年度から、組織を超えた連携ということに注力しておりまして、例えば、昨年で申し上げますと、建設課と教育委員会の連携で取組みました加計高生のためのシェアハウスでありますとか、今年度の取組で申し上げますと、先ほど小島議員のほうから、職員の英知を結集してふるさと納税という話がありましたけれども、健康福祉課と税務住民課の連携によるもみじウォークへのふるさと納税の導入。あるいは、地域協働課と衛生対策室が集落対策として共同で取り組む新たなごみ出し支援でありますとか、従来の枠にとらわれない新たな取組も始まったところでございます。また2点目としては、外部の知見や情報を積極的に取り入れること。これにつきましては、多様な価値観を持つ人材と交わり、実践を通じて、新たな視点や考え方を学ぶ機会が必要ではないかということで、今年度から、県との人事交流を始めたところでございます。3点目でございますけれども、課題解決力を高めるということでございます。環境変化に柔軟に対応して適切な行政サービスを提供していくためには、PDCAサイクルを通じて、課題の本質を見抜いた上で、取組を改善していく力が必要になってくると考えております。このため、昨年度から施策評価に関する外部委員の会議には、企画部門だけでなく、関係課長全てに出席をしてもらい、主体性を持って取組の検証に当たってもらうことといたしました。また、今年度、昨年度も一部ありましたが、新規採用職員、あるいは、中間管理層の職員を対象に、私自身で直接これまでの経験を活かして、施策マネジメントに関する研修を実施するなど、新しい取組も始めているところでございます。少し長くなりましたけれども、組織の変革というのは、一朝一夕にできるとは思っておりませんが、町民の皆さんに、よりよいサービスを提供することを念頭に、職員一人一人の行動変容を促し、その積み重ねを組織全体の成長につなげていけるよう、引き続き、私自身も職員とともに頑張っている所存でございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい。伺いました。3項目伺いましたが、もう一つ、まずは基本的に小さな変化にも気づける職員、これも大切だと考えております。変化に気づけるということは次を自分が何をすればいいか考えることができる、そういった要素も取り入れていただきたいと考えております。せっかくでございます。同じく上級行政からこれ津浪スマートインターチェンジ事業に携わっていただいている宇田参事に、事業を推進する上での指導育成を含む所感を伺います。

○中本正廣議長

はい。宇田参事。

○宇田康弘参事

はい。私は議員からありましたとおり、国土交通省のほうから、この安芸太田町のほうに参らせていただいております。1番初め感じたのはやっぱり職員の方がどうしても人数が少ないので、どうしても一人一人の担当する業務というか、業務の範囲、項目が非常に多くて、大変にされてるなというのを1番に感じておるところです。私は国土交通省、要は土木の職員として入っておりますので、どちらでも、専門分野、逆に言うとそこばかりしかやってないものですから、余りそういう専門的な話ばかり、ちょっと職員の方に言っても、負担になるとかパンクしたりするのかなあというので、余り細かいことまでは私のほうからお伝えするということは余りなくて逆になるべく今例でおっしゃっていただいたスマートインターですけれども、あれだとNEXCOとか県と設計とかあとその工事の工程なんかも、どちらかというともう一体的に検討しないといけない、調整じゃなくても一体的に考えていかなきゃいけないみたいな

事業ですし、あとは今後、今後じゃない、終わったものでいくと埋蔵文化財の調査だとか、これからある保安林解除だとか、ちょっと専門的な他機関との行政手続きみたいなのところも出てきますので、そういったところになるべく可能な限り、出席、職員の方にもしてもらって、そういうノウハウとかあれを、言ってみればOJTみたいな格好で、お見せできればなあというふうに考えております。あと若干話が変わるかもしれませんが、せっかく今、国土交通省とつながりがありますので、この前、国交省整備局のほうから橋梁の補修について割とちょっとこまかい絞ったテーマで、出前講座、職員、役場の方に来てもらって、出前講座とか勉強会をさせていただいたりしてますのでそういった機会もできるだけつくっていったらなというふうに思っております。以上です。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

ざっくりですが、やり方等をしっかり伝えてもらいたいなと考えております。同じく道の駅サイクリング事業に携わっていただいている下村参事に、同じく事業推進する上での指導育成を含む所感を求めます。

○中本正廣議長

下村参事。

○下村佳世参事

はい。私も、県のほうからこの4月に参らせていただいたところでございます。主に道の駅の再整備ですとか、サイクルツーリズムということで、町の中では比較的新しいといえますか、いろいろ調整事項も多い事業だということを、思っております。まず私も最初に感じたところはですね、やはり皆様非常に住民の方と近い、仕事がですね、私も県庁にずっとおりましたので、このようにですね、直接、住民の方と接するというのがですね、なかなかないといえますか、非常に顔の見える、いい意味でも、いろんな意味で、非常に顔の見える事業を日々やっていらっしゃるというのが1番最初に感じたところでございます。特にですね、道の駅につきましては、いろんな関係の方、事業者さんにしてもですね、本当にいろんな調整ごとが多岐にわたるといところで、非常にスケジュール感といいますかスピード感といところを、私のほうではちょっと思いまして、皆様が日々調整されているといところをですね、この事業のスケジュール感を大事にしながら進めていきたいと思っているところでございます。また、県のほうからも来ておりますので、サイクルツーリズムに関しましては、県の方と一緒にですね取り組んでいきたいと思っているところでございまして、また9月26日にはですね、加計高校のほうに、国連で、世界自転車デーを提唱された教授がシビルスキ教授が講義をされに來られるというようなお話もございまして、そういった県との取組をですね、一層大事にしながら、ちょっとサイクルツーリズムのほうも推進してまいりたいと思っているところでございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい。所感を伺いました。活躍を期待しております。引き続き、人材育成について、教育長に本来のコミュニティスクールを推進するべく、職員の意識改革、昨今取りざたされる教職員の不祥事防止を含む取組の状況について伺います。

○中本正廣議長

大野教育長。

○大野正人教育長

昨今よく言われております不祥事に向けてのことなんですけれども、不祥事根絶に向けた、

服務研修も各校で作成した年間計画に沿って実施しております。特に、最近、全国的にも多く取上げられているわいせつ事案の防止に向けた研修には、より力を入れて取り組んでいるところでございます。またコミュニティスクールについてということでございますけれども、これにつきましても、地域と一体化した地域に開かれた学校づくりということでの研修をですね、力を入れて校長を中心に進めているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい。伺いました。教育長には、後ほどまたコミュニティスクールについては詳しく伺います。引き続き、病院管理者に伺います。病院広報紙掲載の院内研修の効果、並びに今後将来的に持続可能な病院経営を目指す中での職員育成の現状を伺います。

○中本正廣議長

平林病院管理者。

○平林直樹病院事業管理者

はい。病院の職員についての人材育成につきましては、大江議員から各議会ごとに質問頂いておりますのでそんな大きな進捗というのはないんですが、先ほどの広報誌に出しました院内研修について、しっかり見ていただいているなということで、ちょっとそれも一端一つではあるんですが、病院の中で1番多いのは看護師でございます。その中で議会で申し上げましたような今までお伝えしましたようなe-learningとか外部研修には引き続き取り組んでおります。また看護部の管理職を育成したいということで、主任以上の看護師につきましては、広島市の北部医療センター安佐市民病院、あるいは広島赤十字原爆病院に、これは10月以降派遣することにしております。実際に病棟での看護師長の管理業務を肌で感じていただくということを今計画しております。それから、師長レベルになりますと、実は看護師管理者研修というのが、看護協会が行っているものがあります。これは、実はファースト、セカンド、サードというふうに3段階に分かれておりますが、今まで、安芸太田病院では派遣してこなかったセカンドレベルへの研修に今2名派遣しております。それから、6月の議会でも御報告いたしました2月に副看護部長、そして4月に看護部の副院長、それぞれ外部から雇用しまして、看護師の教育体制の整備、あるいは医療安全の推進に加えて、看護部の中に組織マネジメントができる管理職の育成を始めたところでございます。また人材育成という意味では、多少論点が外れるかもしれないんですけど、国家資格を持っていない事務部門につきましては、将来的に、病院が縮小していく中で、病院独自の業務を覚えてもらっても役場になかなか帰って役に立たないというスキルを身につけてもらうのは時間がちょっともったいないということもございます。そういう業務例えば今年度は、電子カルテ更新がありました。それに関わる細々のことは、病院の事務員ではちょっと難しいかなと思ひまして、そこは実はアウトソーシングしました。今後そのようなですね、役場に帰ってあまり役に立たないけど病院独自の業務につきましては、人材育成ということとはちょっと論点が異なるんでしょうが、アウトソーシングやっぱりしていくことが必要ではないかというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい。回答伺いました。人材育成、どんどんせかすつもりで毎回私も聞いております。昨今、行政だけではなく、各企業においても、職員育成指導については、年間を通して継続すべき案件だと感じております。職員の多種多様化に対し、個性を認めた育成教育、指導、助言の在り方も課題になってきていると考えておりますが、最後に町長の考えをお聞かせください。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて人材育成について御質問頂いております。それぞれの職員から答弁をさせていただいたところでございます。私としても、最終的には行政の力を上げるということは、職員個人個人の力を上げるということでもあり、また、役場の雰囲気を変えたいということももとのお話でございましたので、取組をさせていただきましたが、一方で、1人ではなかなかできないこともあって、それぞれ有為な人材を外部から獲得をしながら、そういった補強もしてきたつもりでございます。そういった意味ではですね、確かに今お話をした、職員ほとんど町外からの職員でございました。そのことについては以前からいろいろと町民の皆様からも御指摘頂くところありますけれども、町内で得難い人材というのを町外から取ってきて仕事をしていただく。同時に、その仕事ぶりを職員が見てもらって、そのことをまた自分たちの勉強にさせていただくという意味でも効果があることだと思っております。その上で、もう一つ挙げるとすると、本町の職員本当に真面目な職員たくさんいるわけでございますが、ともすると、町内の仕事の仕方しか分からなかったりとか、結果としてその仕事のレベルが、県全体あるいは国全体の行政職員として十分なのかという部分が、少し疑問に思うところもありましたものですから、そういった意味で、外部のその仕事の仕方というのもしっかりと理解をしていただきたいというお話でございまして、実は今年から、これまで職員研修という意味では、町独自の研修はできないものですから、県の様々なサービスを受けてやっておりましたが、町独自の取組として、採用した職員の研修を始めさせていただく、あるいは今御紹介頂きました、今年は係長クラスになると思いますが、副町長に担当していただいて、木村学校という形で、職員の研修をさせていただくこれも新しい取組だと思っております。そういうことを一つ一つ一つ一つ取組をさせていただきながらですね、職員の能力を向上させていく。最終的には、これも前からお話ししております人事評価制度によって、職員個々の能力を引き上げるところまでいかなければいけないと思っておりますが、まずはその前段階として今申し上げたような取組を、失礼しました、係長ではなくて課長補佐の研修でございましたけれども、そういう取組を続けていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい、分かりました。ぜひ優秀な人材ばかりそろった安芸太田町、行政役場であってほしいと願っております。続きまして、介護人材育成について。介護人材不足に伴う福祉施設の利用制限、資格職員不足から生じる補助金削減などの解消、その打開策として、外国人の継続雇用や、将来的な住民雇用もうむ可能性のある、行政主導の町内での養成講座実現に向けた進展状況について伺います。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。介護人材の育成について御質問頂きました。以前の議会の一般質問にもございましたように、介護人材の不足ということは、町内でも大変問題になっております。各施設においては、運営状況でありましたりまた介護人材の確保が難しいといった面から、一時的に介護サービスを縮小して行っていた事業所もありますけれども、現在は国の定めます人材基準の職員数を満たしている事業所がほとんどとなっております。ですが、各施設の介護従事者の年齢構成比を確認したところ、51歳以上の従事者が約6割を超えております。今後の退職等に伴う人材確

保が急がれるというふうに思っております。特に、先ほど申しましたように、これからの施設運営において避けられない、介護従事者等の退職などによる人員減少に備えての重要な専門職種の一つである介護福祉士の資格取得及び人材確保が急務と考えております。介護福祉士という国家資格の取得には、施設等による実務経験3年以上と一定期間の参加が必須の実務者研修の修了が国家資格を受験される際の必須条件とされております。現在は、町内関係事業所が独自で実務研修に参加されておりますけれども、研修への参加に伴う受講者への処遇や、また就労シフトが困難になるなどの課題もございます。また、先ほど議員の御質問にもございましたが、現在、各施設におきましては、海外からの技能実習生の受入れを行っており、1度の来日で3年間の日本での就労が基本ですが、3年間の実務経験を経た後、日本国内での介護福祉士の資格を取得した場合には、在留の資格が介護となり、さらに日本で働く機会を得ることができるため、各施設と町が連携し、日本での就労定着を図っていくことも必要かと思っております。町では、現在資格取得に対する安定した研修体制の構築を図るため、先ほど質問にもございました町内での受講が可能な体制を整えるべく、今年度から関係機関が集まっております安芸太田町地域福祉ネットワーク協議会と連携して、事業実施に向けた協議を今進めているところでございます。この取組で、介護福祉士の介護福祉施設の配置率を上げることによって、介護報酬加算を向上させることにもつながりますし、職員一人一人の処遇改善にもつながるものと考えております。現状におきましては、令和8年度からの資格取得可能な研修会が町内で実施ができますよう、研修の内容の精査、そして予算の確保に向けた準備を現在進めているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい。進展状況について確認しました。町内福祉の要である部署として、町内事業者の負託にこたえるべく、もっとスムーズな展開を求めます。これは施設利用する可能性のある高齢者の方々や家族の願いでもあると考えますが、町長の所感を求めます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて介護関係の職員、本町に限らずですね職員の獲得にはどの地域も大変難しく、大変困難をされている事柄だと思っております。そうは言いながらも本町においても、引き続き、町民さんができれば町内の介護サービスを受けられるように、そういった意味では職員の確保というやはり重要な取組だと思っておりますので、地域の事業者さんとも連携をさせていただきながらですね、町としてもできることを進めさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員

○大江昭典議員

はい。所感を頂きました。町長、町内福祉関係の要ですからね。そこがしっかりやってもらわないといけないと考えております、と強く申し添えて次に入ります。次は、コミュニティスクールと地域一体共同活動について伺います。まずは、地域ボランティアについて、コミュニティスクールと地域一体共同活動に関連する地域ボランティアについて募集状況、活用システム、ボランティア活用状況について伺います。

○中本正廣議長

大野教育長。

○大野正人教育長

はい。地域ボランティアについてということでございます。各学校では、学校運営協議会の委員等と連携し、環境整備や教育課程において、地域人材の積極的な活用を図っているところでございます。広島東洋カープから御寄附頂いたグラウンド整備機器を使った教育環境整備、総合的な学習の時間や学校行事における講師としての御協力と地域の方々と学校との関わりの機会は増えてきております。学校園所支援ボランティアにつきましては、8月26日現在で14名の登録がでございます。これ8月26日現在ちょっと月末で締めておりますけれども現在は20名を超えておるところでございます。一方、本の読み聞かせ活動など、この制度に登録していないボランティアの方々も多くおられることから、これからも引き続き、各園所、学校での周知をはじめ、町公式ホームページ、YouTube等で募集を行ってまいりたいと考えております。PVですねということでですねボランティア募集のビデオをつくって配信しておりますけれどもですね、見ておられる方が140名しかいないという状況ですので、少し宣伝不足かなということを感じております。今後はですね、支援ボランティアと学校とをつなぐコーディネーターとしての役割を当面は教育委員会が担い、地域とともにある学校のさらなる実現に努めてまいりたいと考えております。また、これまで行われてきた活動について、登録を促すことを含めて、見える化を図り、推進していくことが必要であると考えております。なかなかですね登録していただいておりますけれども、登録者の方からですね、登録したんだけど学校のほうから連絡がないんだというような話もお聞きしておりますので、そのところ学校のほうと教育委員会のほうで連携しましてですね、できるだけやる気のある方にですね、しっかりと頑張っていただきたいというふうな方向に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい。伺いました。多少重なる部分もあると思いますが、各学校の体制づくりと目指す成果について伺います。

○中本正廣議長

大野教育長。

○大野正人教育長

はい、各学校の体制づくりと目指す成果についてということでございます。各学校がですね、特色を活かした教育を展開していくためには、地域の力が不可欠であり、そのための体制強化をそれぞれの学校の形で図っているところでございます。例えば中学校においては、夏季休業中の8月6日に全校生徒を対象とした平和学習を実施する際、学校運営協議会の委員や人権擁護委員、女性会にも声をかけ、生徒が平和について考える様子を参観していただいております。また小学校においてはですね150周年の記念の行事をですね、一緒に考えているというような事例もございます。教育振興計画におきまして、教育政策の目標の一つに、学校・園・所・家庭、地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上を掲げております。学校・園・所・家庭、地域が連携協働することにより、地域社会との様々な関わりを通じて、子どもたちが安心できる、安心して活動できる居場所づくりや、地域全体で子どもたちを育む学校づくりを支援ボランティアをはじめ、全ての地域の皆様とともに推進することにより、発展可能なまちのつくり手の育成、本町に根差したウェルビーイングの向上を目指してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい。伺いました。制度については、周知も内外含め、しっかり行ってほしいと考えております。町内の子どもたちにとっては1日1日が大切です。1日でも早い完全体制を望みます。続いて次の質問に入ります。筒賀拠点施設についての質問です。まず、進捗状況と進展について、いまだに、進捗感を感じられない拠点施設構想について、改めて進捗状況と進展について伺います。

○中本正廣議長

山本筒賀支所長。

○山本博子筒賀支所長

はい。令和6年度のサウンディング調査に参加した4事業者のうち、参画に意欲を見せた1事業者と対話を続けております。その事業者からは、太陽光発電設備による電気コストの削減、広域避難施設として、防災備蓄倉庫を併設するなどの提案を受けた一方で、温浴宿泊施設は事業採算が厳しいとの意見も頂いております。今後は、頂いた意見なども踏まえ、10月を目途に実施方針案をまとめ、公表することで、改めて事業者の参画を促すこととしており、その反応を踏まえながら、PFI事業での実施が可能か否か、また可能であれば、PFI事業としての募集要項をまとめ、8年度中のプロポーザル実施へつなげてまいります。他方、拠点整備を地域一体となって推進していくためのソフト事業として、今年度から新たに、地域住民のまちづくりへの積極的な参加を促すための住民参加型のワークショップを始めております。第1回は8月25日に筒賀ふれあいプラザで開催し、地域の方々16名に参加頂いたところです。以上です。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい。現在の状況を聞きました。PFI事業を進めるということですが、事業の進め方は行政の勝手な言い分で、住民の思いとかけ離れてはいませんか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

今の事業の進め方についてということはPFI事業として進めることについてということでしょうか。すいません。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい。言葉足らずですみません。今ワークショップとか、以前から従前から拠点施設について、住民が集まって話してますよね。何が欲しいか。それについて、今回、1業者が名のりを上げていて、あれは駄目、これは駄目というのが、出てきているということで、住民の話、思いとちょっとかけ離れてないですかという質問です。もう一度お願いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、多分サウンディングの中身のことでないかなと思いながら、PFI事業として進めるにあたってのサウンディング事業というのは、町として、まさに2年間かけて、地域の皆さんと、こういう事業、こういう施設をつくりたいという話をまとめた、そのまとめた希望を持って、事業者さんとその実現性について話をさせていただくということであって、あくまでもその意見も踏まえながら、また別途、募集要項を決めるわけでございますので、我々としてはむ

しろ、できるだけ町民の皆さんからの希望を実現できるような事業者さんを選びたいということで、サウンディング調査、民間事業者の意見を聞いているところでございますので、決して、これまでの取りまとめた計画ですとかあるいは町民の皆様の声を見做してつもりはございません。むしろ、できる限り町民の皆さんの声を実現したいという意味で、その実現可能性について調査をさせていただいているつもりでございます。ただ結果として、その調査にかなり時間かかっているのは間違いないことでございますので、今後はできるだけ早く事業進捗に向けてやはり進めていかなければならないと思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい。内容は分かりましたが、PFI事業、立候補の事業者があつてこそ成り立つんじゃないかと思いますが、もし採算が合わない、今度今建築資材の高騰が今からもっと来ますけど、採算が合わない、事業費が合わないということで、事業者が名のりを上げなくても、拠点施設を実現されますか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。PFIに手を挙げるところがない場合どうするかという御質問だと思います。基本的にはこれから公共事業というのは繰り返しになりますが、PFI事業でせよというのが国の指導でございますので、まずはその方法でできないかということを今は調査させていただいてるところでございます。ただ、万が一、今おっしゃったようにPFI事業としてはできないということになりますと、別の方法を考えなければなりません。ただ、この事業そのものはですね、もともと生涯活躍のまち構想の中で検討させていただいた取組でもあります。また、今対象としている筒賀のふれあいセンター、これを建て替えてつくるという話をしておりますが、これはそもそもが広域の避難場所としても指定されている施設でございますので、そういった施設は今後必ず必要だというふうに私は思っておりますので、もしPFI事業でできないということであれば、直接発注するようなことも従来の公共事業として直接発注するような方法も考えていかなければならないと思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい、分かりました。もう何年も住民が知恵をしぼり、いろいろな意見を出して議論しております。ですが一向に進む余地がない。住民としたら本当にできるんだろうか。高齢者の方は、自分が生きとるうちにできるのかなというような極端な話まで出てきております。ちゃんと進捗状況、進め方を住民から集めた意見をどのように紹介していくかが、住民に返していく、キックバックしていく、情報提供していく、そういったことも重要なんだと思います。筒賀拠点施設の早期実現を求めます。最後に、行政施策推進において、安芸太田町の変化、地域の変化や住民の声により築ける職員が、一丸となって、一步一步確実にかつ迅速に発展させてほしいことを伝え、一般質問を終了します。

○中本正廣議長

以上で大江昭典議員の一般質問を終わります。お諮りします。本日の会議はこの程度にして延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会することに決定いたしました。本日はこ

れで延会いたします。
○河野茂議会事務局長
御起立願います。一同互礼。

午後4時25分 延会
